

平成29年度  
日本私立短期大学協会  
私立短期大学教務担当者研修会

# 短期大学教育に関連する文教施策の現状について

●  
平成29年10月25日

文部科学省高等教育局大学振興課  
短期大学係 齊藤 正信



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 本日の内容

---

## 1. 大学改革を巡る直近の動き

- (1) 我が国の高等教育に関する将来構想
- (2) 専門職大学・専門職短期大学の制度化
- (3) 高大接続改革の実施方針等
- (4) 学生支援

## 2. SDの充実及び教職協働の推進

(参考)

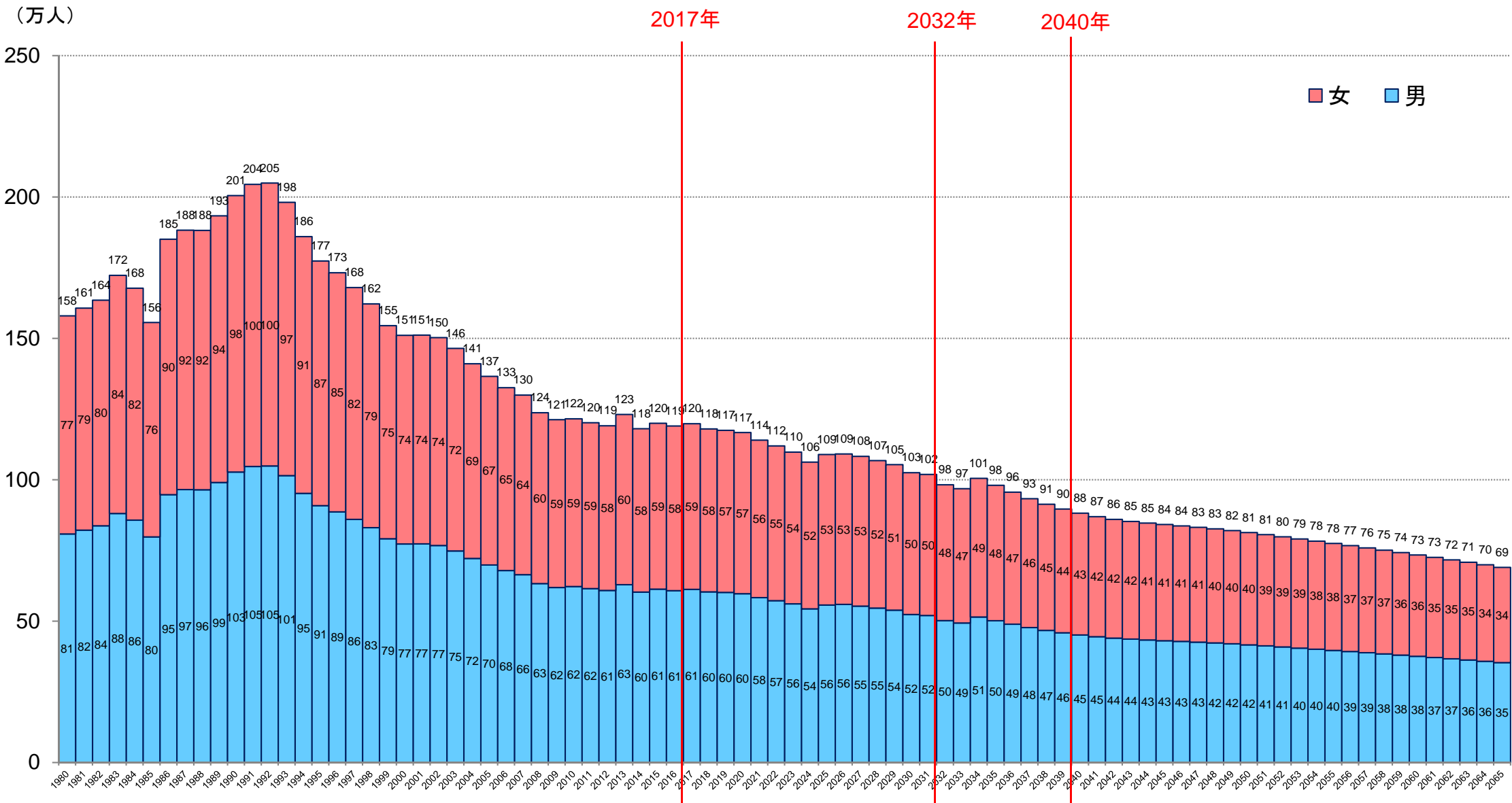
政府諸会議等の動向

# 1. 大学改革を巡る直近の動き

## (1) 我が国の高等教育に関する将来構想

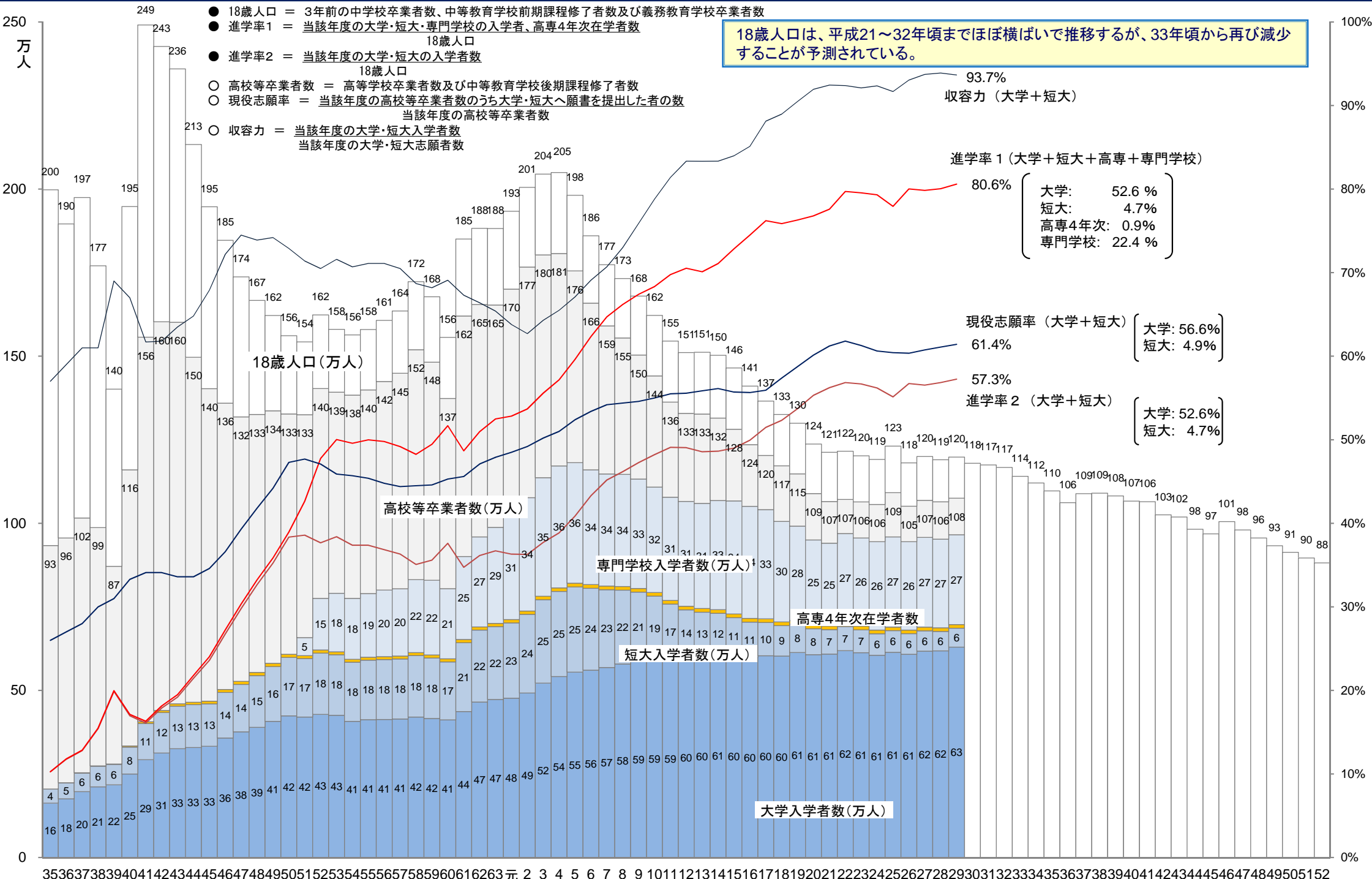
# 18歳人口(男女別)の将来推計

● 我が国の18歳人口の推移を見ると、2005年には約137万人であったものが、現在は約120万人まで減少している。今後、2032年には初めて100万人を割って約98万人となり、さらに2040年には約88万人にまで減少するという推計もある。



(出典) 2028 (平成40) 年以前は文部科学省「学校基本統計」、  
2029 (平成41) 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計  
人口 (平成29年推計) (出生中位・死亡中位)」を元に作成

# 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

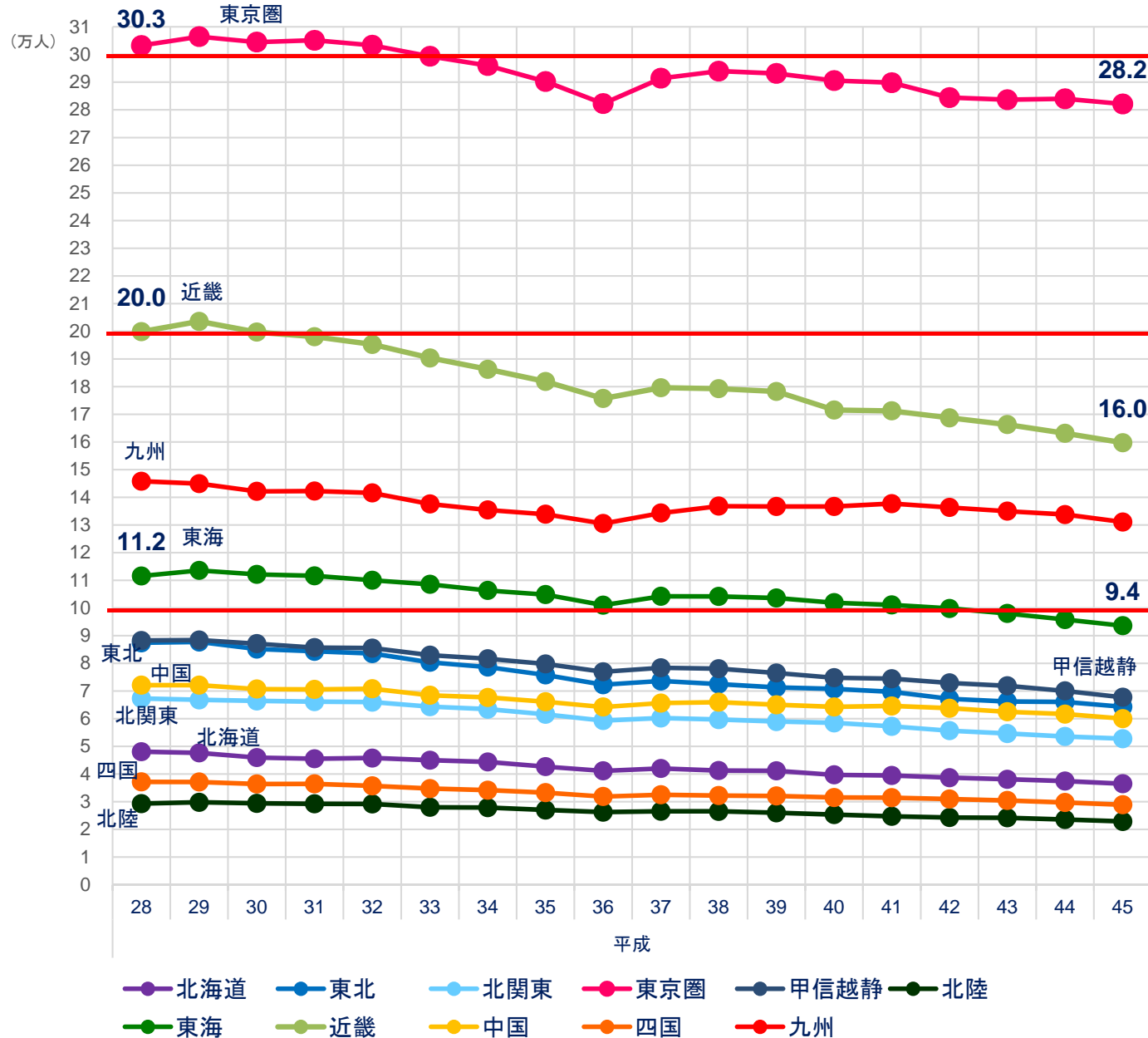


3536373839404142434445464748495051525354555657585960616263元 2 3 4 5 6 7 8 9 10111213141516171819202122232425262728293031323334353637383940414243444546474849505152

出典: 文部科学省「学校基本統計」(平成29年度は速報値)、平成42年～52年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を元に作成  
 ※進学率、現役志願率については、少数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

# 【地域ブロック別】18歳人口の推移(H28以降の推計値)

- 推計によると、平成45年の18歳人口は、平成27年と比較し全国で約20万人(約16.7%)減少。
- 最も減少割合が大きいブロックは東北で、平成27年の18歳人口から約28.5%減少。



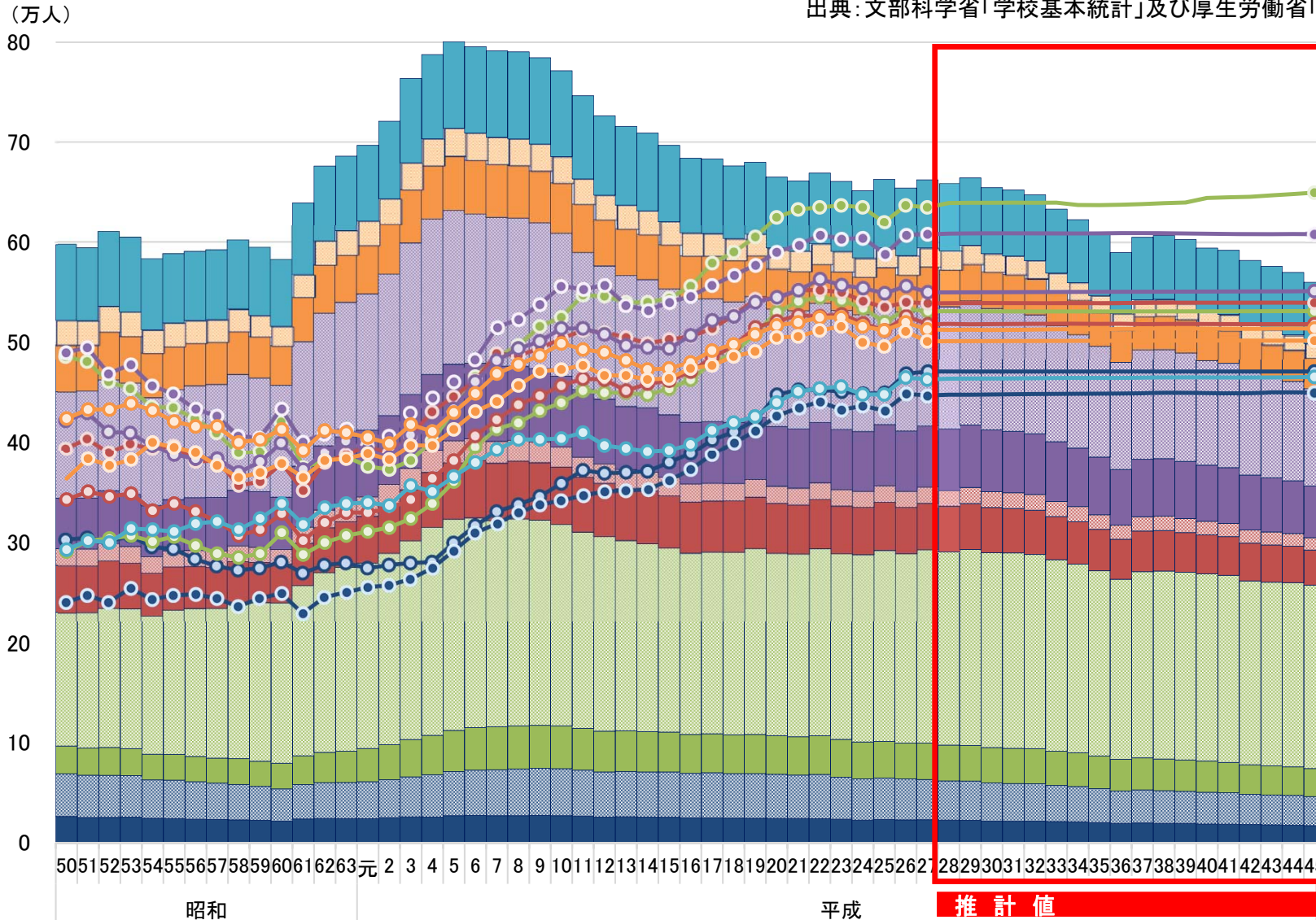
平成27年(実績値)と比較した  
平成45年(推計値)の18歳人口の増減・比

	H27	H45	増減	比
北海道	48,922	36,514	-12,408	▼ 25.4%
東北	89,965	64,312	-25,653	▼ 28.5%
北関東	68,342	52,784	-15,558	▼ 22.8%
東京圏	305,067	282,146	-22,921	▼ 7.5%
甲信越静	88,860	67,761	-21,099	▼ 23.7%
北陸	29,886	22,899	-6,987	▼ 23.4%
東海	111,749	93,616	-18,133	▼ 16.2%
近畿	199,788	159,733	-40,055	▼ 20.0%
中国	72,485	60,029	-12,456	▼ 17.2%
四国	37,394	28,901	-8,493	▼ 22.7%
九州	147,519	131,099	-16,420	▼ 11.1%
合計	1,199,977	999,794	-200,183	▼ 16.7%

出典: 文部科学省「学校基本統計」  
及び厚生労働省「人口動態調査」より  
国立教育政策研究所にて推計

# (参考)【試算】2033(平成45)年の各年の大学・短大進学率が、各県で2015(平成27)年の大学・短大進学率と同率であると仮定した場合

出典: 文部科学省「学校基本統計」及び厚生労働省「人口動態調査」より国立教育政策研究所にて推計



	H27	H45
北海道	23,040人	17,196人 (▽5,844)
東北	40,245人	28,937人 (▽11,308)
北関東	36,287人	28,041人 (▽8,246)
東京圏	193,665人	183,310人 (▽10,355)
甲信越静	45,992人	35,125人 (▽10,867)
北陸	16,116人	12,357人 (▽3,759)
東海	61,447人	51,613人 (▽9,834)
近畿	121,430人	97,157人 (▽24,273)
中国	37,160人	30,850人 (▽6,310)
四国	18,728人	14,502人 (▽4,226)
九州	68,369人	61,039人 (▽7,330)

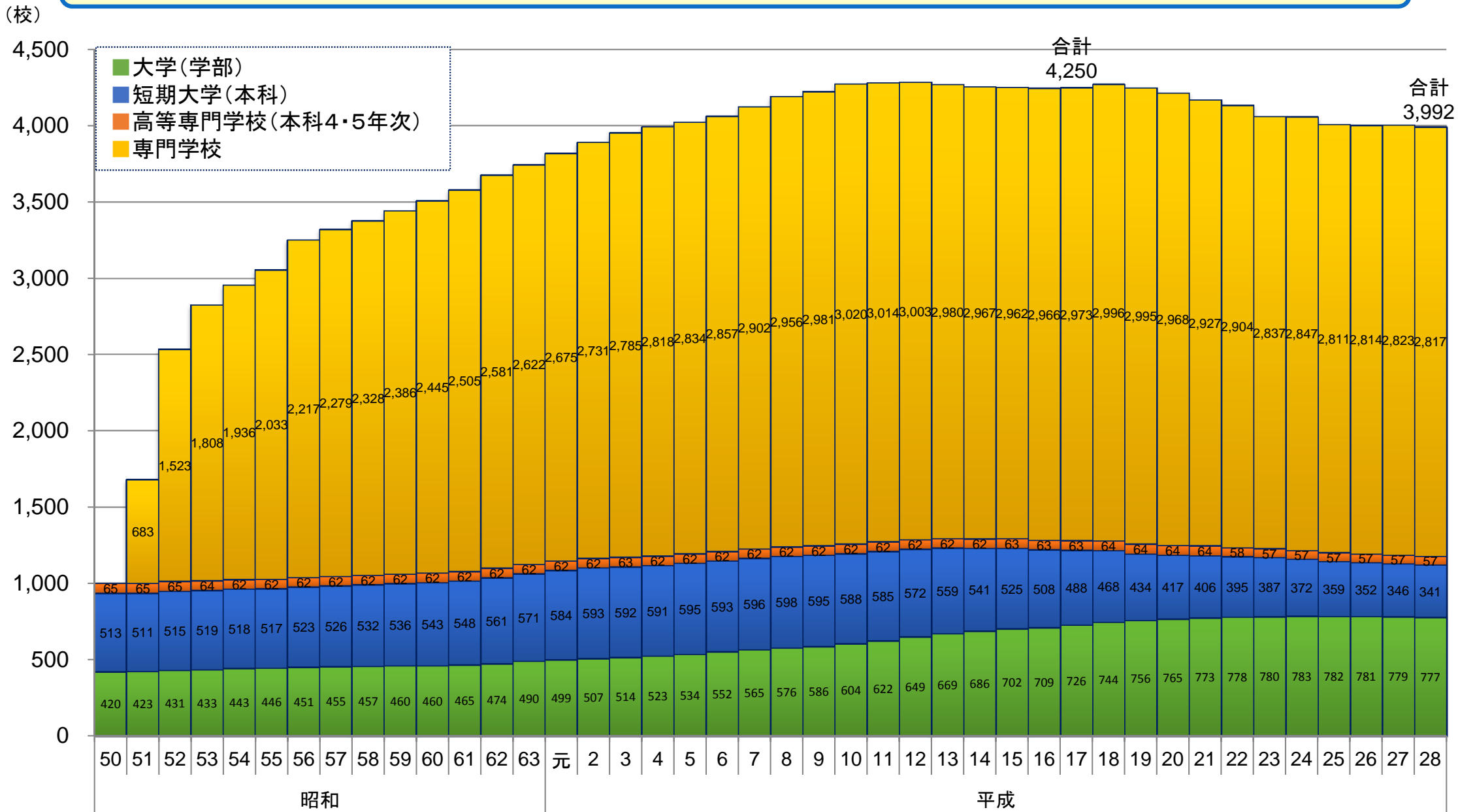
平成27年度(実績) : 進学者数 **662,479人**  
 進学率 **55.2%**  
 平成45年度(推計) : 進学者数 **560,127人 (▽102,352)**  
 進学率 **56.0%**

H45年度進学者数は  
 H27年度進学者数に対して  
**84.6%**

※「外国の学校卒」「高卒認定」等の進学者を除く

# 各高等教育機関の学校数の推移

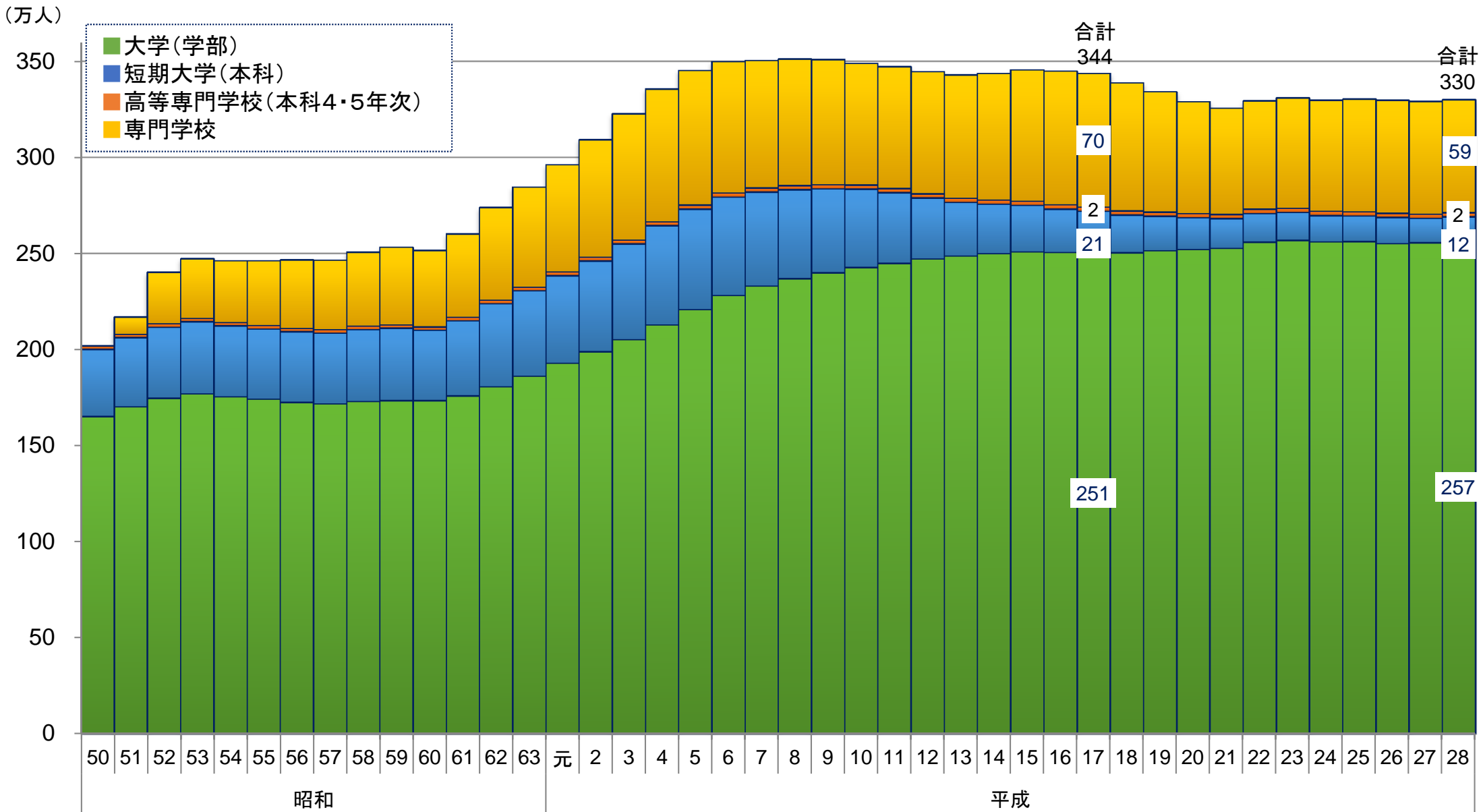
平成17年(2005年)と比較して我が国の高等教育機関の総数は減少している。この間、大学の数は、短期大学からの転換等もあり、726校から777校へと増加している。





# 各高等教育機関の在学者数の推移

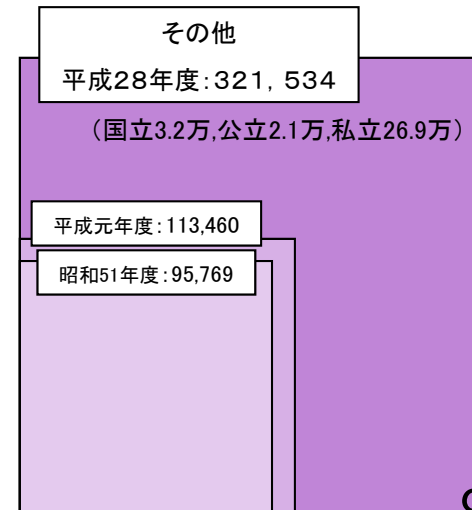
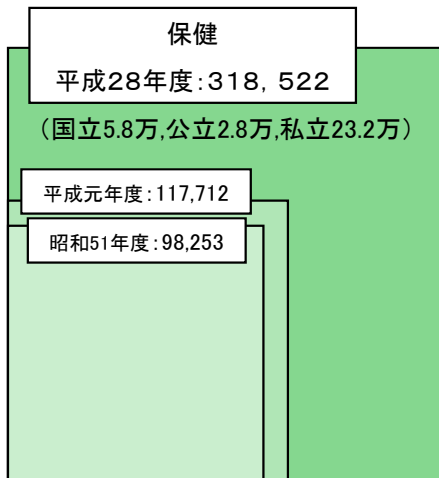
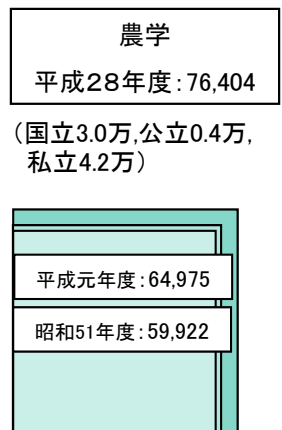
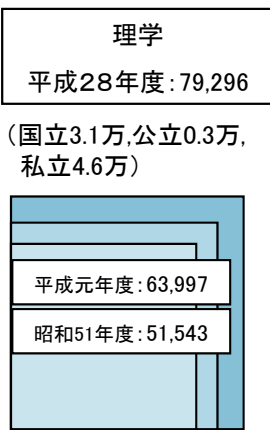
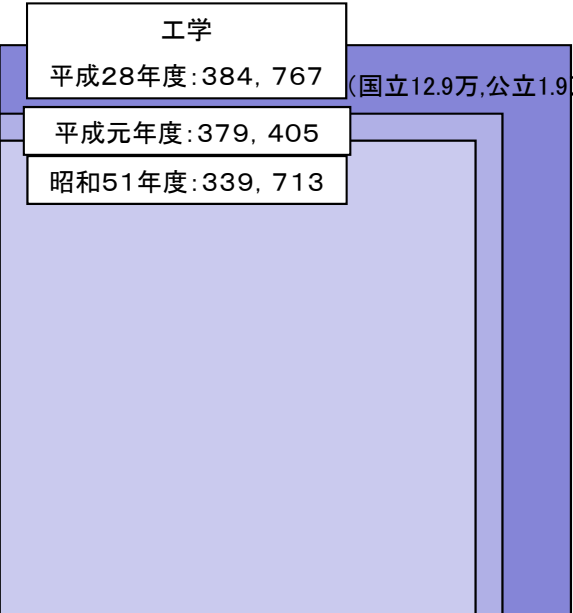
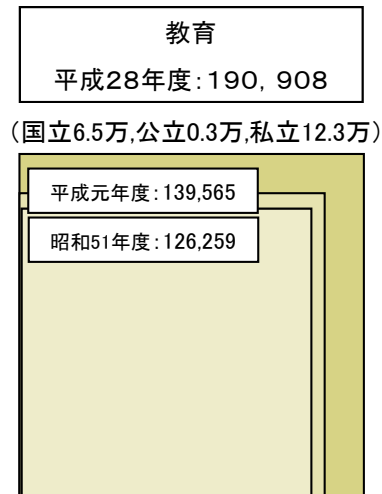
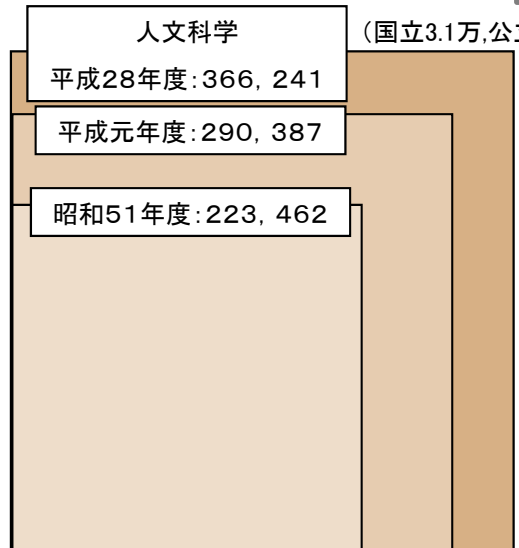
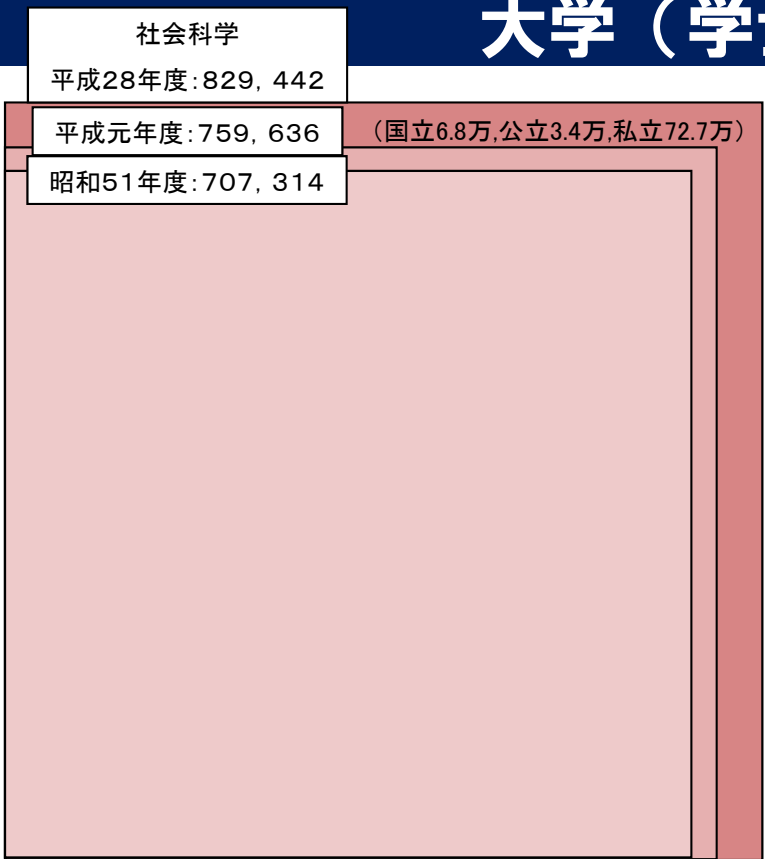
平成17年(2005年)と比較して我が国の高等教育機関の在学者数の総数は減少している。大学(学部)の学生数は251万人から257万人へ増加している。



# 大学（学士課程）の分野別学生数の推移

(単位:人)

学生数合計  
 平成28年度: 2,567,114  
 平成元年度: 1,929,137  
 昭和51年度: 1,702,235



# 我が国の高等教育に関する将来構想について(諮問)(平成29年3月6日)【概要】

## 1. 高等教育の将来構想を検討する必要性

### 社会経済の大きな変化

- ・「**第4次産業革命**」は既存の産業構造、就業構造、さらには人々の生活を一変させる可能性
- ・本格的な人口減少社会の到来により、高等教育機関への主たる進学者である**18歳人口も大きく減少**(2005年:約137万人 → 2016年:約119万人 → 2030年:約100万人(\*) → 2040年:約80万人(\*))

(\*)出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(出生中位・死亡中位)(平成24年1月推計)」による推計値。  
※同推計の**平成29年推計**(平成29年4月公表)によれば、18歳人口は**2030年:約103万人**、**2040年:約88万人**となっている。

### 高等教育機関の果たすべき役割

- ・今後、一人一人の実りある生涯と我が国社会の持続的な成長・発展、人類社会の調和ある発展のためには、人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たす必要
- ・その際、新たな知識・技能を習得するだけでなく、**学んだ知識・技能を実践・応用する力**、さらには**自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成**することが特に重要
- ・**自主的・自律的に考え、また、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し、社会に新たな価値を創造し、より豊かな社会を形成することのできる人を育てていくことが必要**

高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるよう、これまでの政策の成果と課題について検証するとともに、高等教育を取り巻く状況の変化も踏まえて、**これからの時代の高等教育の将来構想について総合的な検討を行う**

## 2. 主な検討事項

### ①各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取り組むべき方策

第8期中央教育審議会大学分科会における「論点整理」を踏まえ、以下のような事項を中心に検討

- ・教育課程や教育方法の改善
- ・学修に関する評価の厳格化
- ・社会人学生の受入れ
- ・他機関と連携した教育の高度化

### ②変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方

- ・「学位プログラム」の位置付け、学生と教員の比率の改善などについて、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含め総合的、抜本的に検討
- ・学位等の国際的な通用性の確保、外国人留学生の受入れ・日本人学生の海外留学の促進、効果的な運営のための高等教育機関間の連携

### ③今後の高等教育全体の規模も視野に入れた、地域における質の高い高等教育機会の確保の在り方

- ・今後の高等教育全体の規模も視野に入れつつ、地域における質の高い高等教育機会を確保するための抜本的な構造改革について検討(例えば、高等教育機関間、高等教育機関と地方自治体・産業界との連携の強化など)
- ・分野別・産業別の人材育成の需要の状況を十分に考慮するとともに、国公立の役割分担の在り方や設置者の枠を超えた連携・統合等の可能性なども念頭に検討

### ④高等教育の改革を支える支援方策

- ・①～③を踏まえた、教育研究を支える基盤的経費、競争的資金の充実、その配分の在り方の検討
- ・学生への経済的支援の充実など教育費負担の在り方の検討

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」に盛り込まれている地方大学の振興等の在り方にも留意しながら検討

## 1. 将来構想部会

(所掌事務)

今後の高等教育機関全体の機能・役割、振興策の基本方針について審議を行う。

### 制度・教育改革ワーキンググループ

(所掌事務) 各学校種の教育の改善方策について、制度面を中心に審議を行う。

## 2. 大学院部会

(所掌事務)

大学院制度と教育の在り方（研究との連携を含む）について専門的な調査審議を行う。

### 専門職大学院ワーキンググループ

(所掌事務) 専門職大学院制度の見直しに関する方策や、その他専門職大学院の機能強化のために審議すべき事項について、専門的な調査審議を行う。

## 3. 法科大学院等特別委員会

(所掌事務)

法科大学院教育の改善等について専門的な調査審議を行う。

### 共通到達度確認試験システムに関するワーキング・グループ

(所掌事務) 法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組みである「共通到達度確認試験（仮称）」の本格実施に向けて必要となる専門的な調査・分析・検討を行う。

## 4. 認証評価機関の認証に関する審査委員会

(所掌事務)

学校教育法第112条の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、専門的な調査審議を行う。

## 5. 専門職大学等の制度設計に関する作業チーム

(所掌事務)

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に向けた、より具体的な制度設計等について、専門的な調査審議を行う。

# 第9期中央教育審議会大学分科会将来構想部会委員

(正委員) 5名

有信 睦弘	国立研究開発法人理化学研究所理事
◎永田 恭介	筑波大学長
○日比谷潤子	国際基督教大学学長
村田 治	関西学院大学学長
山田 啓二	京都府知事

(臨時委員) 18名

麻生 隆史	学校法人第二麻生学園理事長、山口短期大学学長
安部 恵美子	長崎短期大学学長
石田 朋靖	宇都宮大学長
金子 元久	筑波大学特命教授
黒田 壽二	金沢工業大学学園長・総長
小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構特任フェロー
小林 雅之	東京大学大学総合教育研究センター教授
佐藤 東洋士	学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木 典比古	公立大学法人国際教養大学理事長・学長
鈴木 雅子	株式会社ベネフィット・ワン取締役副社長
千葉 茂	学校法人片柳学園・副理事長、日本工学院専門学校・学校長
福田 益和	学校法人福田学園理事長
古沢 由紀子	読売新聞東京本社論説委員
前野 一夫	木更津工業高等専門学校校長
益戸 正樹	パークレイズ証券株式会社顧問、株式会社肥後銀行取締役
両角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科准教授
吉岡 知哉	立教大学総長
吉見 俊哉	東京大学大学院情報学環教授

計23名 (◎:部会長、○:副部会長)

# 中央教育審議会大学分科会将来構想部会の審議状況

## ■これまでの議論

第1回 平成29年 5月29日(月)

- ・「我が国の高等教育に関する将来構想(諮問)」について
- ・「我が国の高等教育の将来像(答申)」フォローアップについて

第2回 平成29年 6月28日(水)

- ・各委員の意見発表による検討課題の抽出
- ・分野別の人材需要の施策報告

第3回 平成29年 7月28日(金)

- ・有識者からのプレゼンテーション
- ・国公立大学ごとの役割
- ・地域別シミュレーション

第4回 平成29年 8月23日(水)

- ・地域における質の高い高等教育機会の確保(連携と統合の可能性)

第5回 平成29年 9月20日(水)

- ・地方自治体と大学の連携について
- ・地域別の将来規模シミュレーション(委員プレゼンテーション)

第6回 平成29年10月 4日(水)

- ・大学が育成する人材像について
- ・各地域における規模の在り方について

## ■次回以降の審議事項(案)

- ・大学が育成する人材像
- ・各地域における規模の在り方について
- ・分野別の人材需要
- ・国公立大学の役割
- ・産業界や地方公共団体との連携
- ・ガバナンスについて
- ・改革を支える支援方策
- ・学生への経済的支援の充実など教育費負担の在り方

## ■次回以降の日程(案)

- 第7回 平成29年10月25日(水)
- 第8回 平成29年11月 8日(水)
- 第9回 平成29年11月29日(水)
- 第10回 平成29年12月15日(金)
- 第11回 平成29年12月26日(火)

## ■今後のスケジュール(案)

12月を目途に論点を整理し、平成30年秋を目途に答申

## 1. 将来構想部会

(所掌事務)

今後の高等教育機関全体の機能・役割、振興策の基本方針について審議を行う。

### 制度・教育改革ワーキンググループ

(所掌事務) 各学校種の教育の改善方策について、制度面を中心に審議を行う。

## 2. 大学院部会

(所掌事務)

大学院制度と教育の在り方（研究との連携を含む）について専門的な調査審議を行う。

### 専門職大学院ワーキンググループ

(所掌事務) 専門職大学院制度の見直しに関する方策や、その他専門職大学院の機能強化のために審議すべき事項について、専門的な調査審議を行う。

## 3. 法科大学院等特別委員会

(所掌事務)

法科大学院教育の改善等について専門的な調査審議を行う。

### 共通到達度確認試験システムに関するワーキング・グループ

(所掌事務) 法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組みである「共通到達度確認試験（仮称）」の本格実施に向けて必要となる専門的な調査・分析・検討を行う。

## 4. 認証評価機関の認証に関する審査委員会

(所掌事務)

学校教育法第112条の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、専門的な調査審議を行う。

## 5. 専門職大学等の制度設計に関する作業チーム

(所掌事務)

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に向けた、より具体的な制度設計等について、専門的な調査審議を行う。

# 第9期中央教育審議会大学分科会将来構想部会 制度・教育改革ワーキンググループ

(正委員) 1名

日比谷潤子 国際基督教大学学長

(臨時委員) 15名

安部恵美子

長崎短期大学学長

上田 紀行

東京工業大学リベラルアーツ研究教育院院長・教授

金子 元久

筑波大学特命教授

川嶋太津夫

大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・教授

○小林 雅之

東京大学大学総合教育研究センター教授

篠田 道夫

桜美林大学教授、日本福祉大学学園参与

◎鈴木典比古

公立大学法人国際教養大学理事長・学長

濱名 篤

学校法人濱名学院理事長、関西国際大学学長

福島 一政

学校法人追手門学院追手門学院大学理事、学長代理・副学長

本郷 真紹

学校法人立命館理事補佐

前田 早苗

千葉大学国際教養学部教授

前野 一夫

木更津工業高等専門学校校長

溝上 慎一

京都大学高等教育研究開発推進センター教育アセスメント室長、教授

美馬のゆり

公立はこだて未来大学システム情報科学部教授

宮城 治男

NPO法人エティック代表理事

計16名 (◎:主査、○:主査代理)



## 諮問事項①関連

- 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校それぞれの機能強化に向けて、早急に取り組むべき具体的施策や制度改正等の方策
- 三つの方針を踏まえた教育課程の改善、指導方法の改善と、組織的な教育体制の確立
- 個々の学生の学修成果の把握・評価の方法の開発と普及、情報公開など、学修成果の可視化の在り方

## 諮問事項②関連

- 「学位プログラム」の位置づけや学生と教員の比率の改善、ICTの効果的な利活用など設置基準の在り方
- 事前規制である設置基準と事後評価である認証評価の関係、認証評価の在り方、情報公開の推進
- 学位等の国際通用性の確保
- 高等教育機関の国際展開、外国人留学生の受入れや日本人学生の海外留学の推進
- 地域の産業界との連携、社会に出た者が何度でも学び直せる環境の整備
- 高等教育機関間あるいは企業等との間での教員・学生の流動性の向上、外部人材を活用した教育の質の向上
- 効果的な運営のための高等教育機関間の連携

# 「今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理(平成29年2月 大学分科会まとめ)」 における短期大学における役割・機能の強化の検討の方向性①

## (短期大学)

- 短期大学は、幅広い教養を踏まえて職業又は實際生活に必要な能力を育成する教育を行っている。
  - ・ **短期間で学位が取れる高等教育機関**
  - ・ **専門職業人材の育成**
  - ・ **中小都市を含めた幅広い分布**
  - ・ **高い自県内入学率・就職率 (各7割)**
  - ・ **学生の約9割が女性、大学よりも高い割合の社会人学生**といった特徴を持ち、**女性の社会進出、地域の発展と教育の機会均等に貢献**してきた。
- 大学への進学率の増加に伴い、全体として学校数、学生数は大きく減少してきたが、近年では、**幼稚園教諭、保育士、看護師、介護士、栄養士などの養成が強み**となっており、**地方創生の観点からも地域に根差した教育を行う短期大学の役割は引き続き重要**である。
- 今後、大学とのより円滑な接続、就職や転職を目指す社会人の再教育や生涯学習ニーズへの対応の強化、グローバル化への対応などについても強化が求められる。

# 「今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理(平成29年2月 大学分科会まとめ)」 における短期大学における役割・機能の強化の検討の方向性②

## <機能強化の方向性>

- ・幅広い教養と専門的な職業能力を備え、地域の産業を支える多様な人材を養成する職業教育機能の充実強化
- ・編入学や専攻科の強化など大学との体系的な接続等による多様な進路の選択肢を充実させるファーストステージ機能の強化
- ・職場復帰を目指す女性、能力のブラッシュアップを求める地域人材など社会人への再教育機能・生涯学習機能の強化

## <今後の方向性>

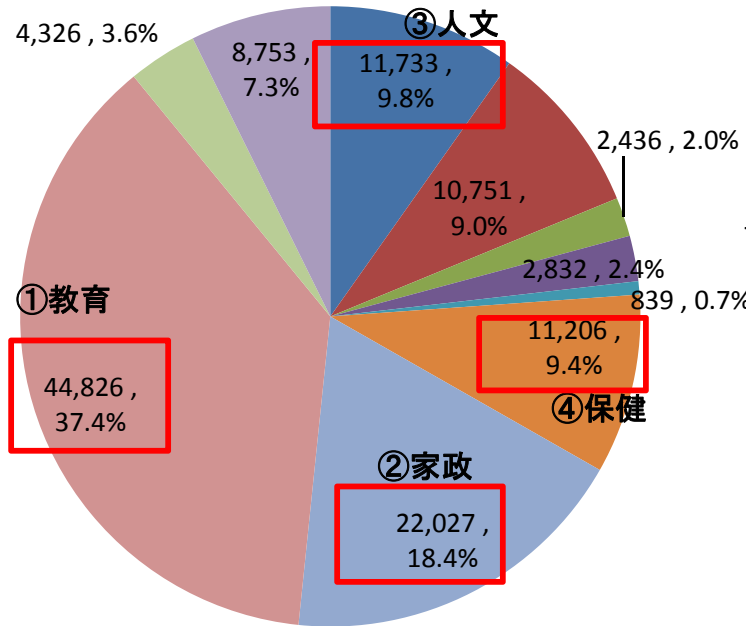
- ・社会人学生のニーズに応じた教育の提供方策の充実  
短期大学が地域に数多く輩出してきた幼稚園教諭、保育士、看護師、介護士、栄養士等の資格について、社会人がこれらの資格を取得しやすくなるよう、社会人を対象とした実践的・専門的プログラムの充実が必要。また、これらの資格を有していながら、出産・子育て等を機に離職した者に対して、短期大学が再就業に必要な知識や技術を取得する場として活用されるようにするため、短期の非学位プログラムの充実方策の検討が必要
- ・地域における高等教育機会を確保するための仕組みの強化  
自県内入学率が大学より高く、キャンパスの約4割が人口30万人未満の都市に所在しているという特性を踏まえ、地域における高等教育機会確保の観点から、小規模な学科においても適切な運営が可能となるよう、小規模な学科の設置を前提とした設置基準の検討が必要。また、教育機能の強化や高大接続の改善のため、他の短期大学や大学、高等専門学校、専門学校を含む高等学校、地方公共団体等との連携によるコンソーシアムの形成、e-ラーニングの積極的活用等を促進していくことが必要
- ・大学との連携による専攻科の教育の強化、高度化  
職業教育の高度化等の需要に対応する短期大学の専攻科において、本科で身に付けた専門性を軸に、大学が有する理論的な教育研究活動や幅広い研究分野を生かしてより幅広い付加価値を有する職業人養成を可能にするため、大学と短期大学専攻科による共同教育課程の創設が必要

# 短期大学・大学・専門学校の分野別学生数(平成29年度)

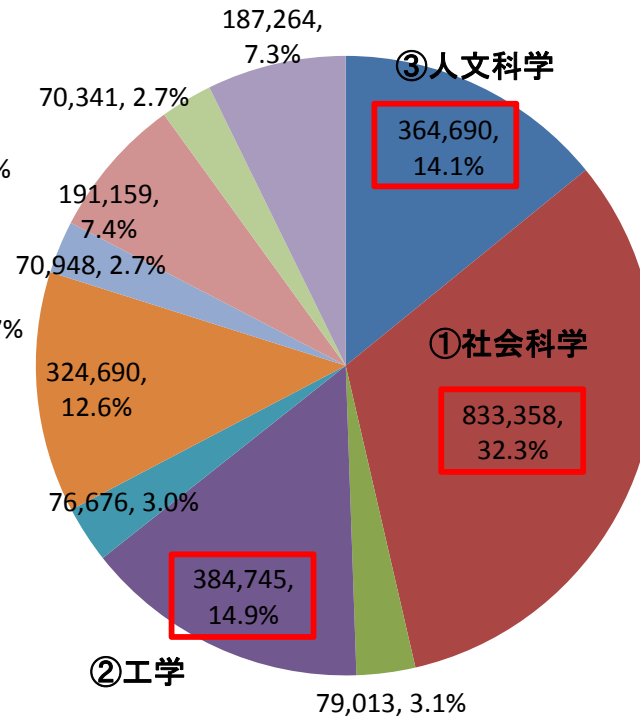
短期大学は、教育、家政、保健などの職業や實際生活に必要な能力を育成分野が多い

単位:人, %

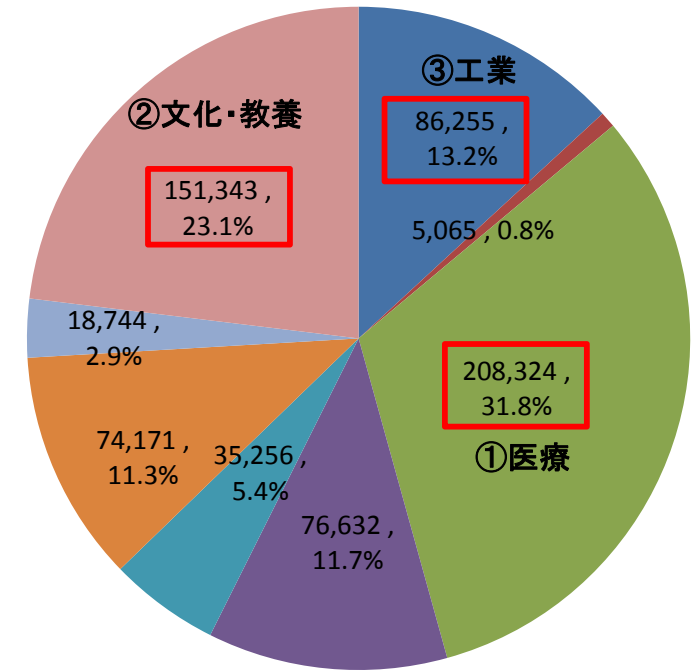
## ◆短期大学



## ◆大学



## ◆専門学校

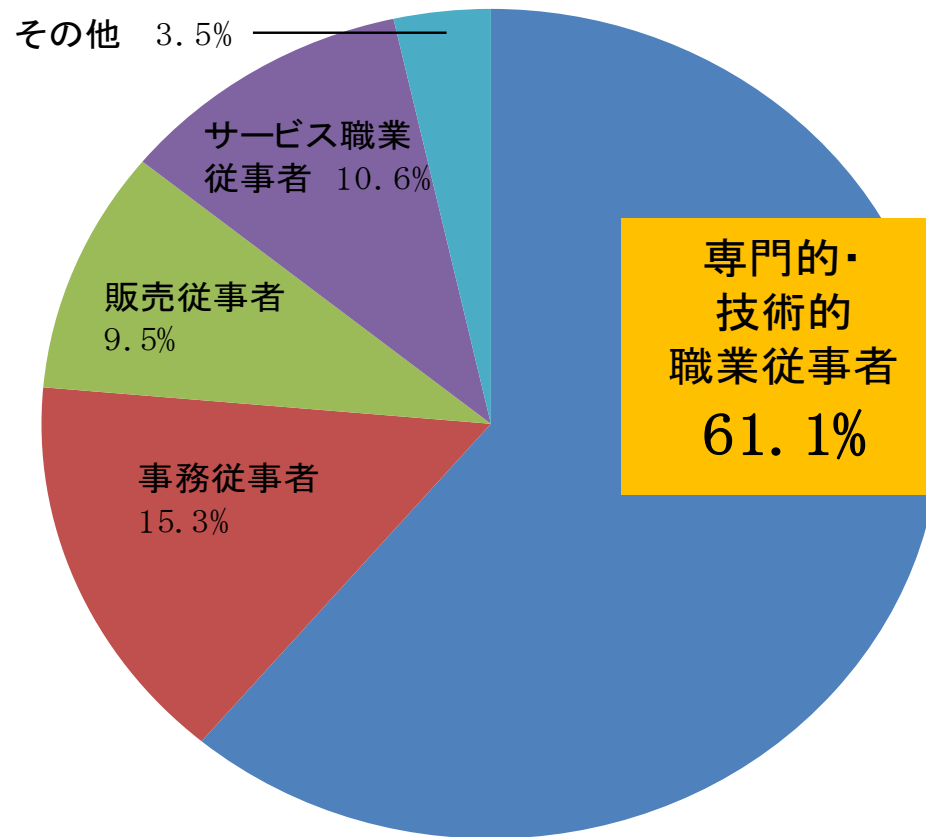


■ 人文 ■ 社会 ■ 教養 ■ 工業 ■ 農業  
■ 保健 ■ 家政 ■ 教育 ■ 芸術 ■ その他

■ 人文科学 ■ 社会科学 ■ 理学 ■ 工学  
■ 農学 ■ 保健 ■ 家政 ■ 教育  
■ 芸術 ■ その他

■ 工業 ■ 農業 ■ 医療  
■ 衛生 ■ 教育・社会福祉 ■ 商業実務  
■ 服飾・家政 ■ 文化・教養

## 職業別就職者の割合

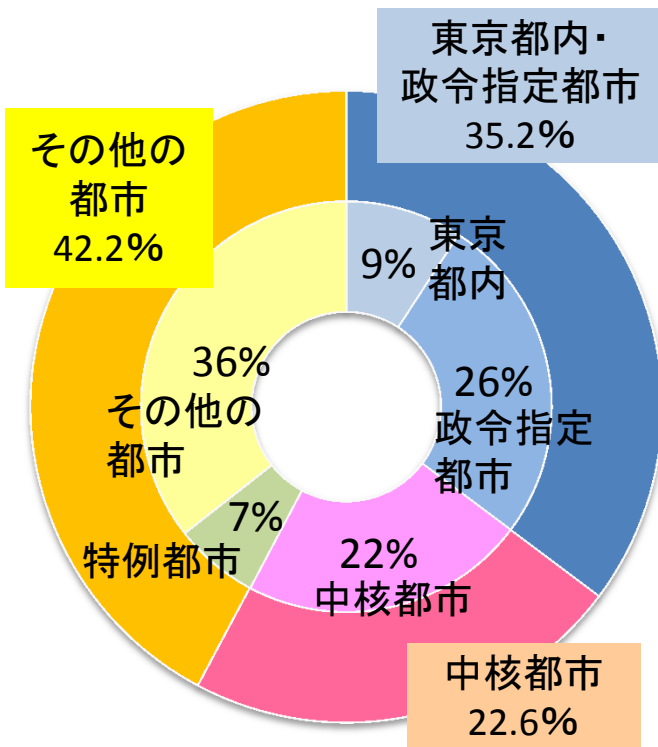


### 《専門的・技術的職業従事者》

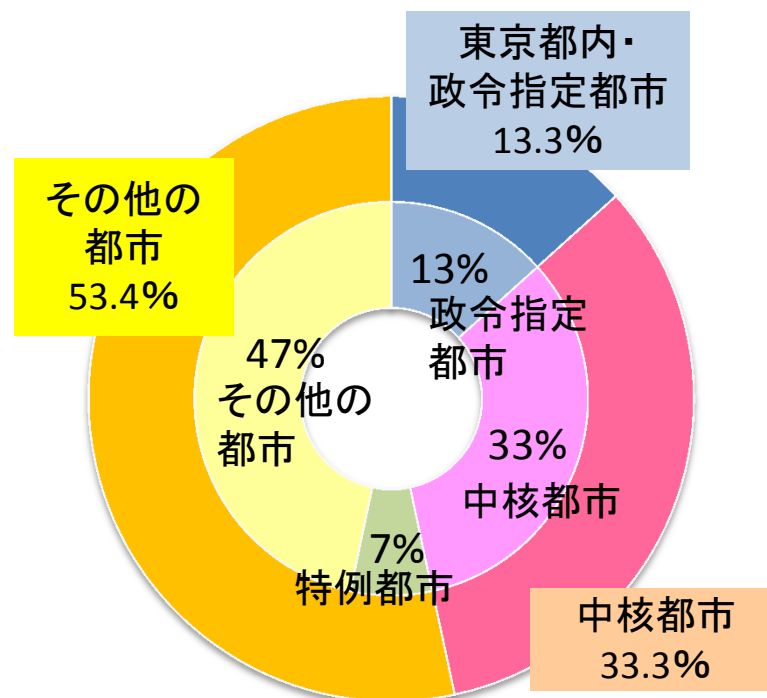
幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、  
司書、保育士、栄養士、調理師、  
製菓衛生士、看護師、美容師、  
介護福祉士、歯科衛生士、歯科技工士、  
臨床検査技師、理学療法士、  
診療放射線技師、自動車整備士 等

# 短期大学所在都市規模分布（平成28年度）

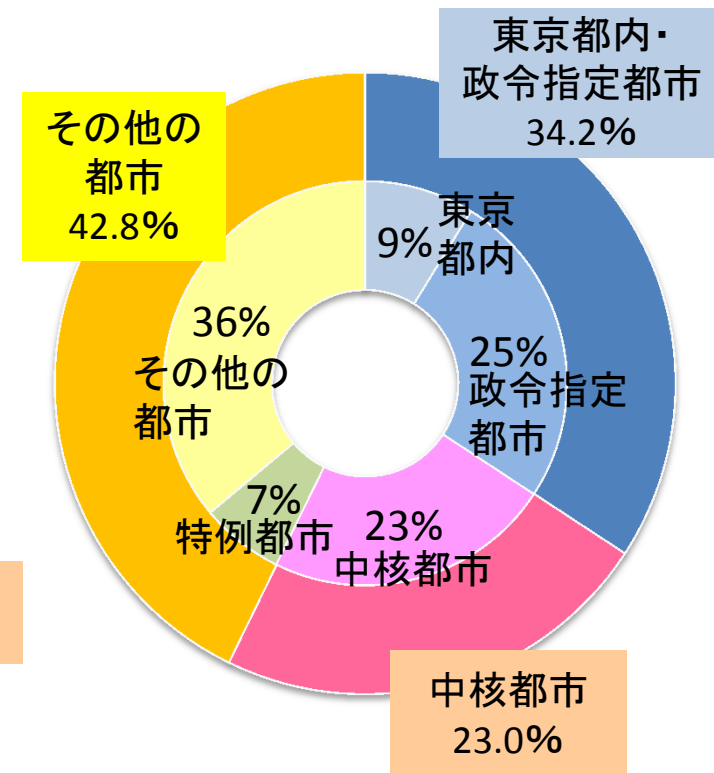
## ◆私立短期大学



## ◆公立短期大学



## ◆私立・公立の合計



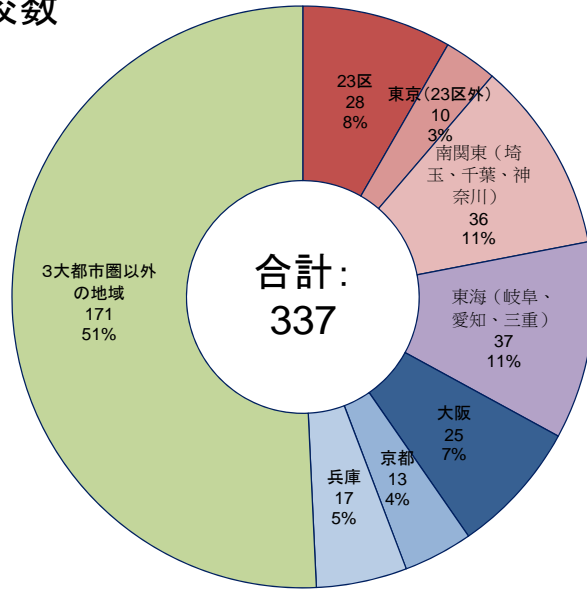
### <参考>

政令指定都市:人口50万人以上  
 中核都市:人口30万人以上  
 特例都市:人口20万人以上  
 その他の都市:人口20万人未満

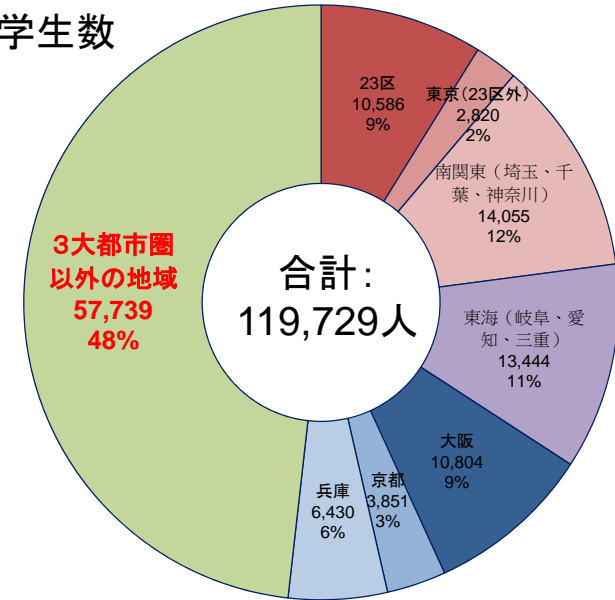
# 短期大学・大学の所在地別学校数及び学生数(平成29年度)

- ・短期大学は、学校数で大学と比較すると、所在する地域に大きな差はない
- ・一方で、学生数で比較すると、3大都市圏以外の地域にも学生が多く所在しており、中小都市を含め全国に幅広く展開

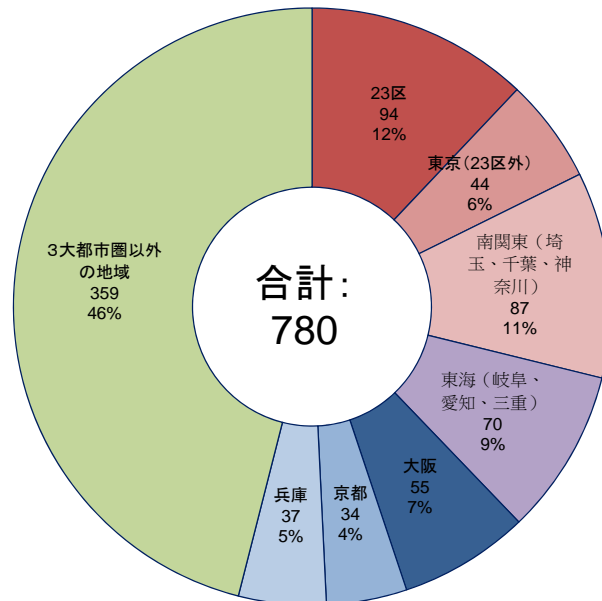
◆短期大学 学校数



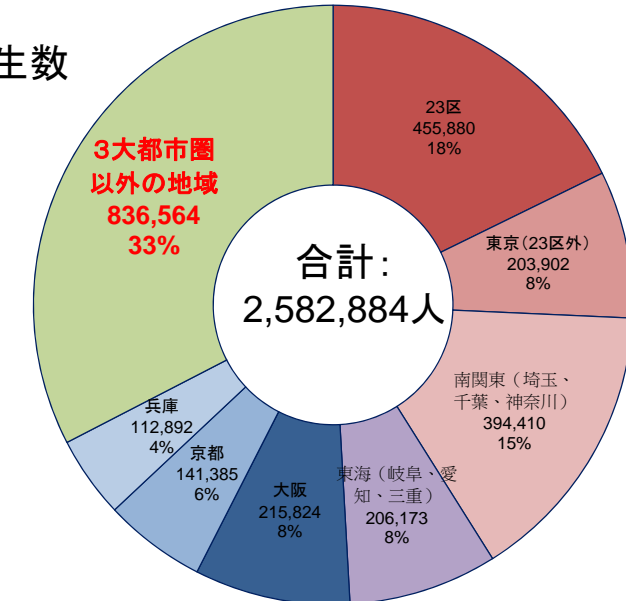
◆短期大学 学生数



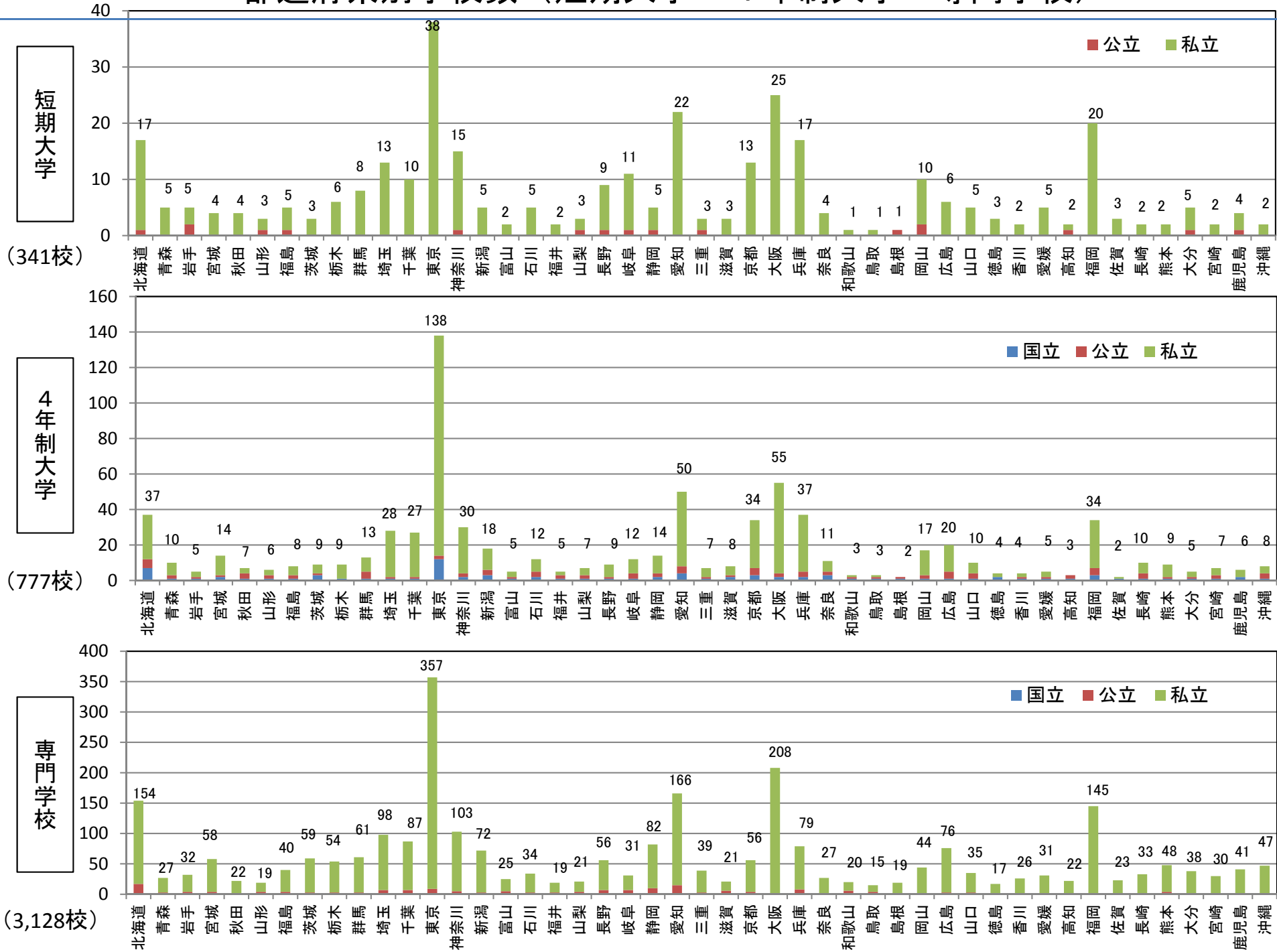
◆大学 学校数



◆大学 学生数



# 都道府県別学校数（短期大学・4年制大学・専門学校）

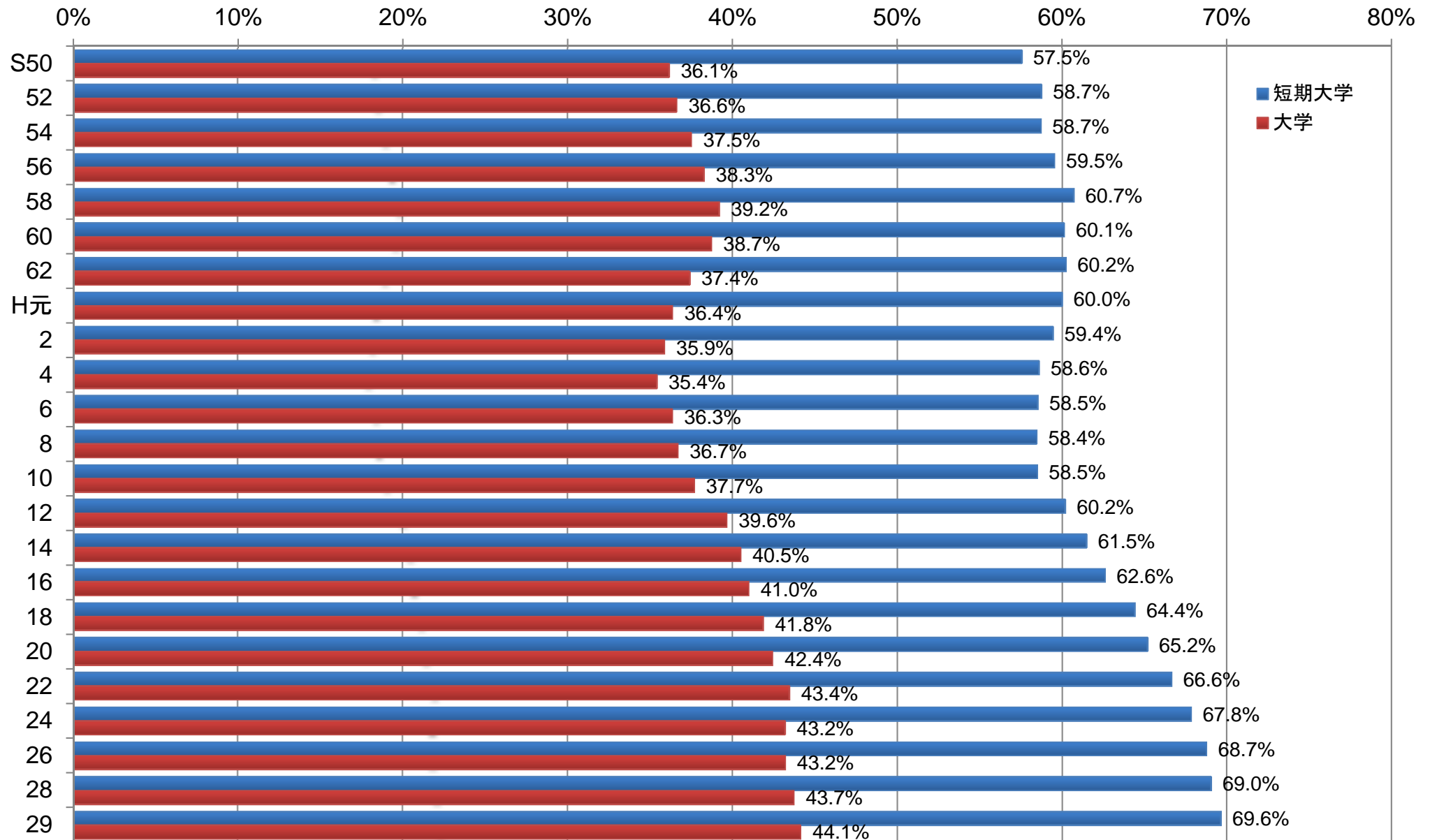


※通信課程のみを置く短期大学、4年制大学は除く。

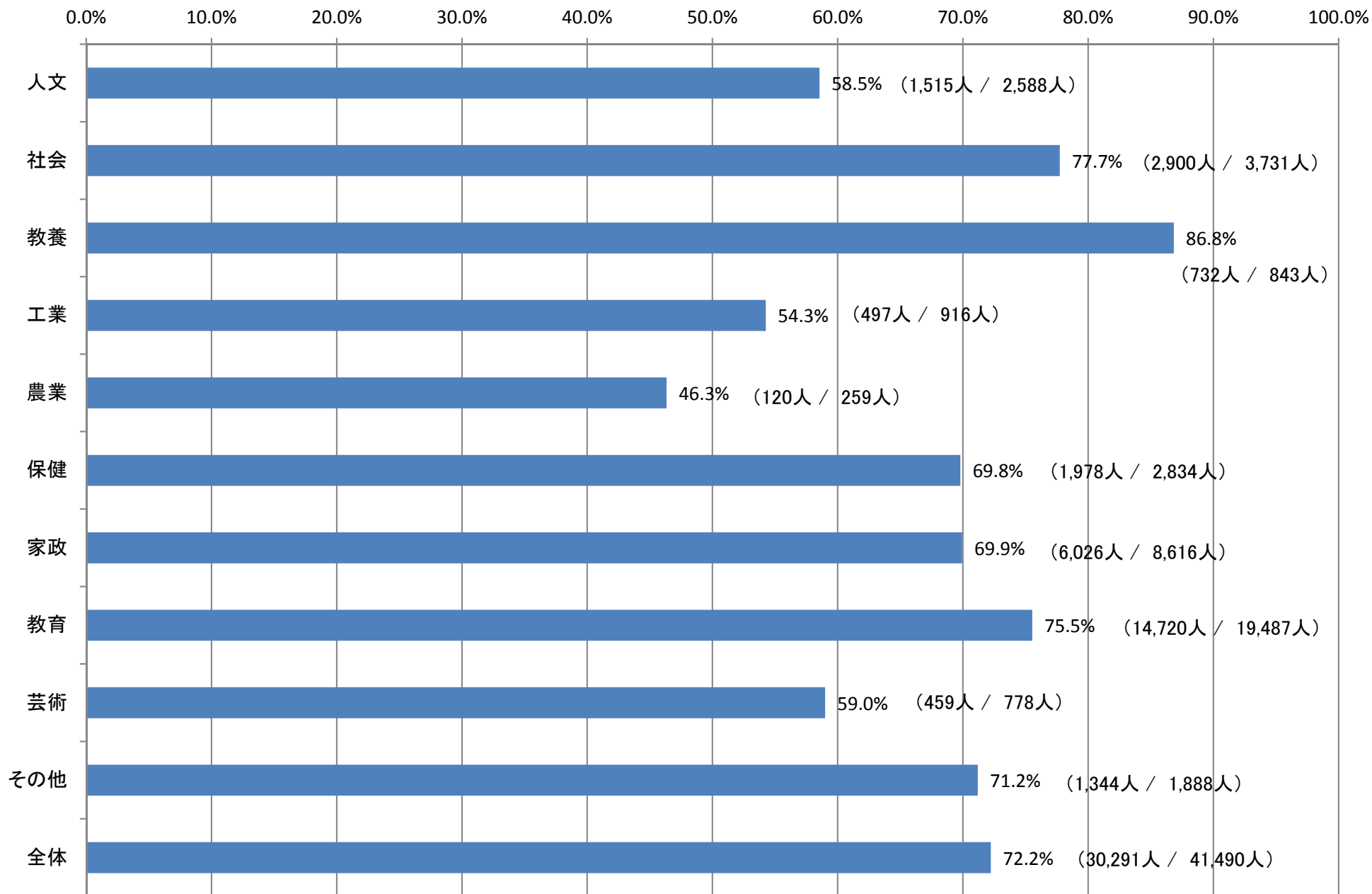


# 短期大学・4年制大学の自県内進学率の推移

短期大学は、自県内入学率が7割となっており、地域コミュニティの基盤となる人材を養成



# 私立短期大学の分野別自県内就職率（平成27年度卒業生）

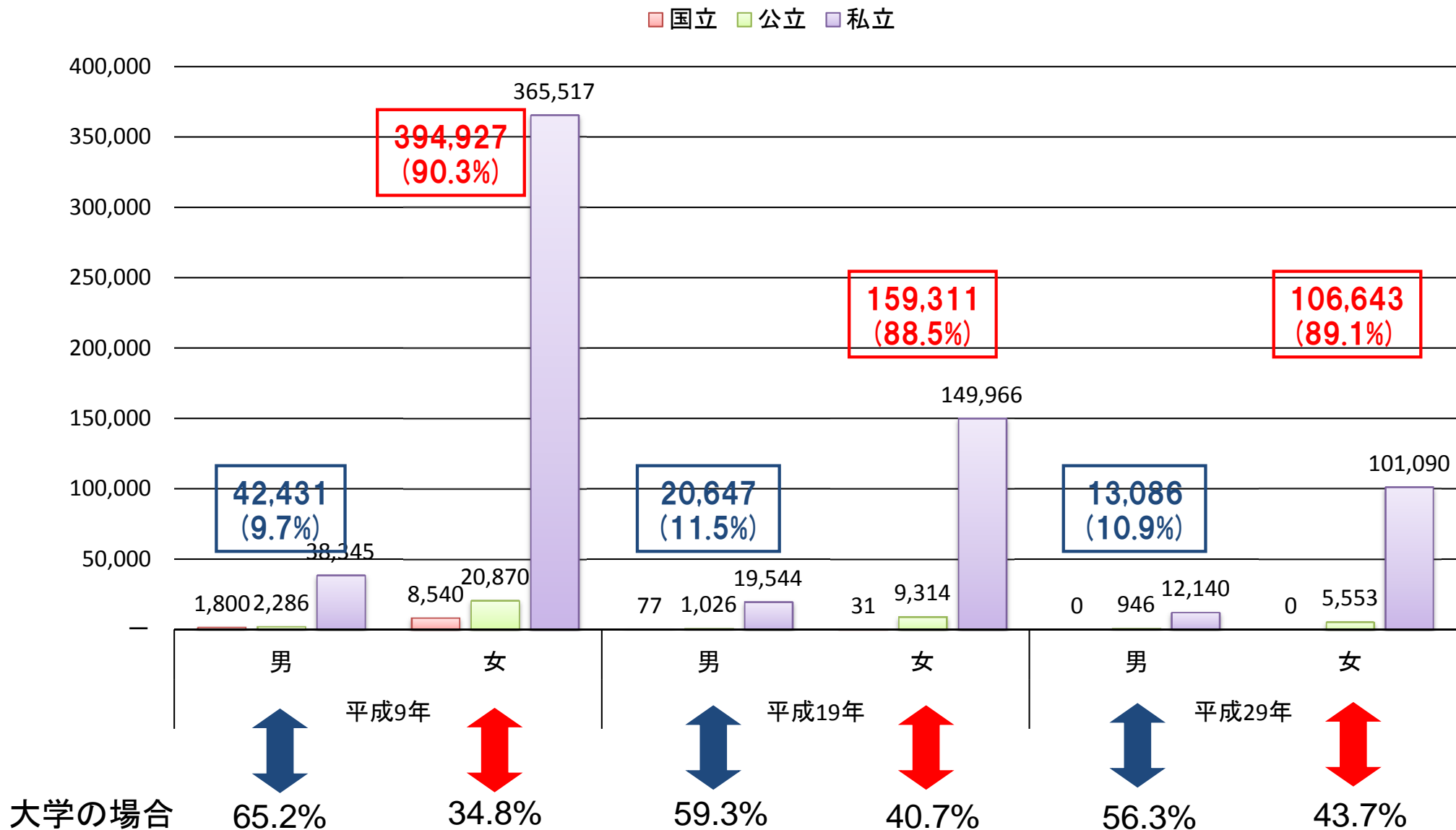


（自県内就職者数 / 就職決定者数）

（日本私立短期大学協会調べ）

# 短期大学の男女別学生数の推移

・短期大学は、学生数の9割を女子学生が占めており、女性の短期高等教育機関として貢献



(注) 1 専攻科、別科等の学生を除く。  
2 学校基本調査による。(平成29年は速報値)

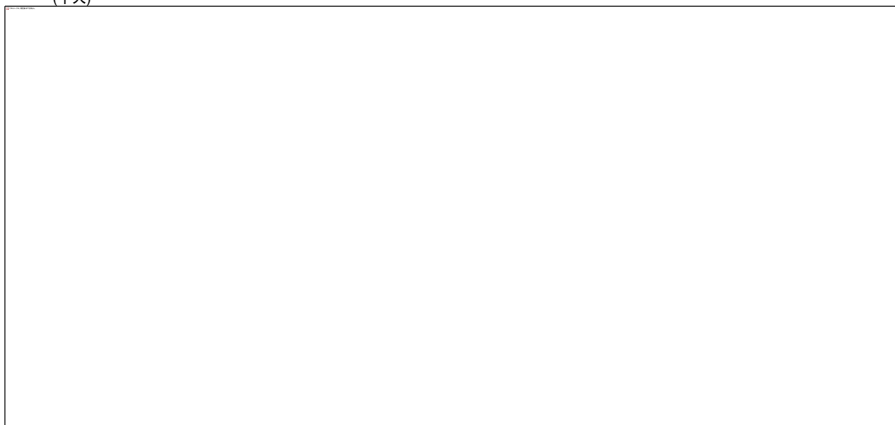
# 大学・専修学校の社会人入学者数の推移

大学、大学院の正規課程への社会人入学者数は、ここ数年、微増・微減があり、横ばい傾向である。  
短期大学、専修学校の正規課程への社会人入学者数は、減少傾向である。

## 大学

大学の学士課程への社会人入学者数(推計)は、平成13年度の約1.8万人がピークに、平成20年度の約1.0万人まで減少。その後増減し、平成28年度は約1.1万人。

(千人)

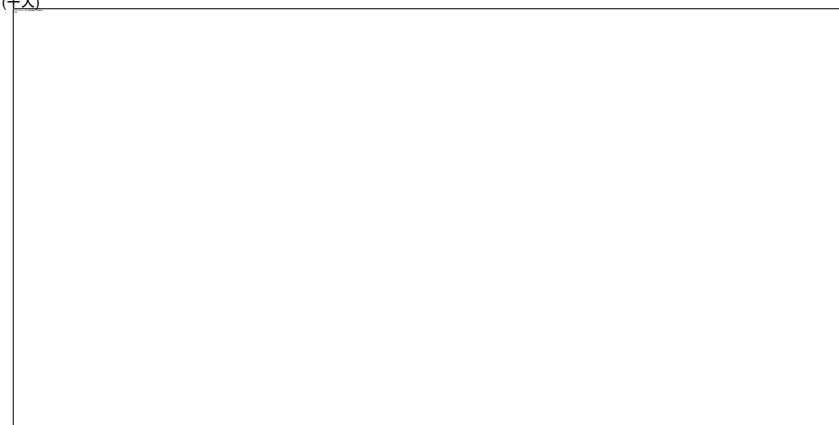


※ 通学の社会人入学者は、「国公立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用。  
※ 通信、放送大学は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職に就いている学生の割合から按分)。  
※ 通信及び放送大学の「社会人」は、「職業をもたない者(例えば、家庭の主婦・主夫)」を除いた者を指す。  
出典：文部科学省「学校基本統計」等を基に作成

## 大学院

博士・修士・専門職学位課程への社会人入学者数(推計)は、平成20年度の約1.9万人をピークに微減し、平成28年度は約1.9万人。

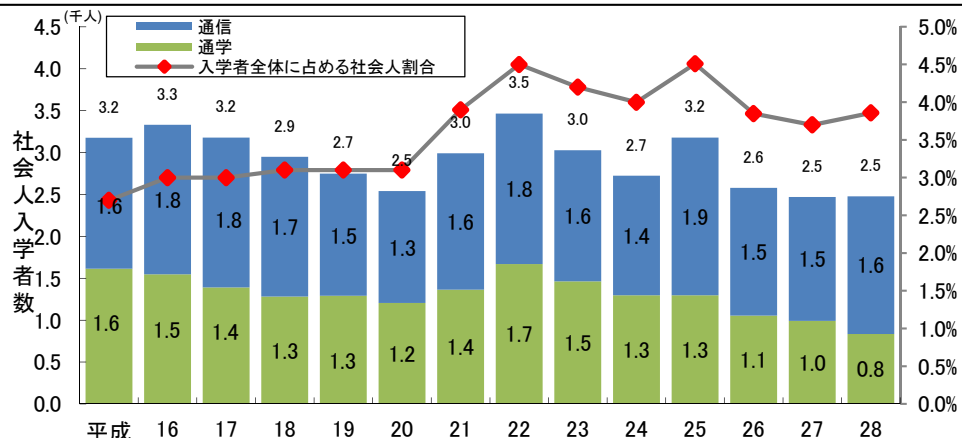
(千人)



※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職に就いている学生の割合から按分)。  
※ 通学の「社会人」は、職に就いている者(経常的な収入を得る仕事に現に就いている者)、経常的な仕事を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。  
出典：文部科学省「学校基本統計」等を基に作成

## 短期大学

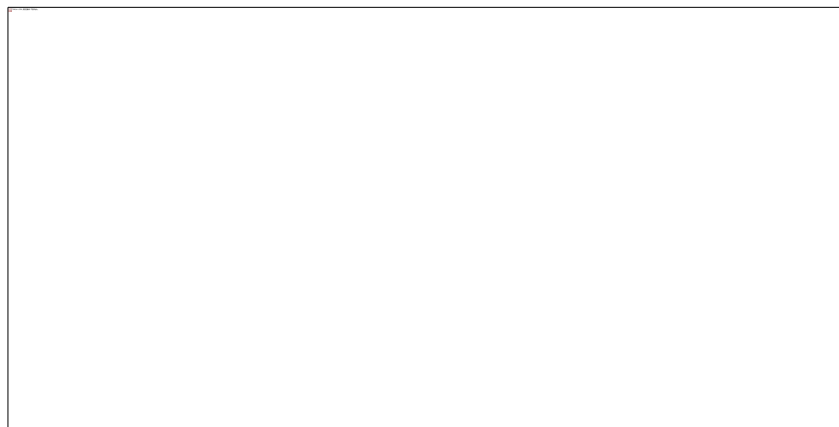
短期大学士課程への社会人入学者数は平成22年度の約3,500人をピークに平成20年度の約2,500人まで減少。その後、増加・減少を繰り返し、平成28年度は約2,500人。



※ 通学の社会人入学者は、「国公立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用。  
※ 通信の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職に就いている学生の割合から按分)。  
※ 通信の「社会人」は、「職業をもたない者(例えば、家庭の主婦・主夫)」を除いた者を指す。  
出典：文部科学省「学校基本統計」等を基に作成

## 専修学校

専修学校への入学者のうち就業している者の数は平成17年度をピークに減少し、平成28年度の入学者のうち就業している者は、約1万4千人。



※ 出典：学校基本統計  
※ 「就業している者」とは、会社、工場、商店、官公庁等の事業所に勤務し、給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就いている者をいう。自家業・自営業を営んでいる者を含み、家事手伝い、臨時的な仕事に就いている者は含まない。

# 「職業実践力育成プログラム」(BP)認定制度について(概要)

— Brush up Program for professional —

平成27年3月 教育再生実行会議提言(第6次提言)

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ  
(社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実)

- 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けのコースの設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。

有識者会議において、認定要件等を検討

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定

## 【目的】

プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

## 【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の下記課程及び履修証明プログラム
- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている

①実務家教員や実務家による授業

②双方向若しくは多方向に行われる討論

(専攻分野における概ね5年以上の実務経験) (課題発見・解決型学修、ワークショップ等)

③実地での体験活動

④企業等と連携した授業

(インターンシップ、留学や現地調査等) (企業等とのフィールドワーク等)

- 受講者の成績評価を実施 ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 社会人が受講しやすい工夫の整備(週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)

認定により、①社会人の学び直す選択肢の可視化、②大学等におけるプログラムの魅力向上、③企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進

## ●平成27年度認定 (9短大13課程)

--

## ●平成28年度認定 (4短大9課程)

--

長崎短期大学

女性活躍

＜専攻科保育専攻保育力アップコース＞

- 【対象とする職業分野】 保育者  
【課 程】 履修証明プログラム  
【受講期間】 6か月(前期コース)  
6か月(後期コース)  
【受講による修得資格】 履修証明書  
【社会人の受講しやすい工夫】 週末開講

大垣女子短期大学

女性活躍

非正規

＜音楽総合学科音楽療法コース＞

- 【対象とする職業分野】 介護職員、生活支援員、保育士等  
【課 程】 履修証明プログラム  
【受講期間】 1年  
【受講による修得資格】 履修証明書  
【社会人の受講しやすい工夫】 午前中、長期休業期間、補講  
託児所

聖和短期大学

女性活躍

＜保育実践力育成プログラム(BP)  
ー保育の学び直しプログラムー＞

- 【対象とする職業分野】 保育士、幼稚園教諭  
【課 程】 履修証明プログラム  
【受講期間】 2年  
【受講による修得資格】 履修証明書  
【社会人の受講しやすい工夫】 長期休業期間に開講

高山自動車短期大学

中小企業

＜自動車工学科 自動車工学コース＞

- 【対象とする職業分野】 自動車工学科自動車工学コース  
【課 程】 学位課程  
【受講期間】 2年間  
【受講による修得資格】 短期大学士、2級自動車整備士受験  
資格  
【社会人の受講しやすい工夫】 授業料減免

## ■これまでの議論

- 第1回 平成29年 7月28日(金)
- ・「我が国の高等教育に関する将来構想(諮問)」について
  - ・高等専門学校・短期大学の機能強化について
- 第2回 平成29年 8月 9日(水)
- ・認証評価について
  - ・情報公開及び学修成果の可視化について
- 第3回 平成29年 8月29日(火)
- ・学位プログラムを中心とした大学制度について
  - ・社会人学び直しについて
- 第4回 平成29年 9月22日(金)
- ・学位の国際通用性について
  - ・大学の海外展開について
  - ・外国人留学生の受入れ・日本人留学生の海外留学の促進について

## ■次回以降の審議事項(案)

- ・評価制度について
- ・情報公開(学習成果の可視化を含む)について
- ・学位プログラムについて
- ・ICT利活用について
- ・社会人の学び直しのための環境整備について
- ・学位等の国際的な通用性について
- ・大学の海外展開について
- ・外国人留学生の受入れ・日本人留学生の海外留学の促進

## ■次回以降の日程(案)

- 第5回 平成29年10月13日(金)
- 第6回 平成29年10月30日(月)
- 第7回 平成29年11月17日(金)
- 第8回 平成29年12月 6日(水)

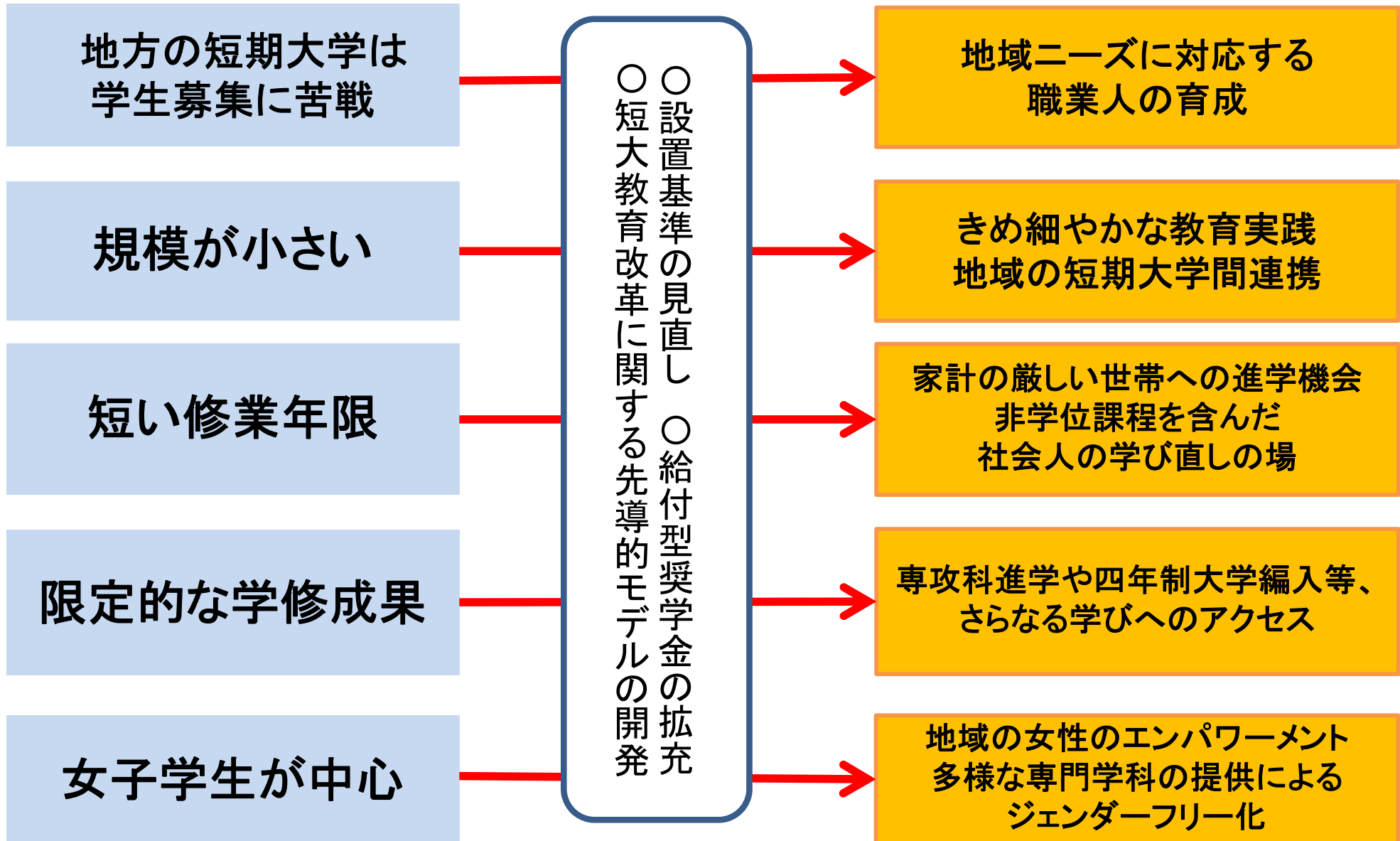
## ■今後のスケジュール(案)

11月を目途に将来構想部会に中間報告



# 短期大学の課題解決から振興へ

ピンチはチャンス チャンスに繋ぐために自らの教育改革を推進する



## 2. 地域における短期大学の機能強化策について

### (1) 地域における高等教育機会を確保するための仕組みの強化

① 短期大学の全体の学科数(731学科)の入学定員別の分布を見ると、

- ・ 50人以下 233学科(31.9%)
- ・ 51人~100人 313学科(42.8%)
- ・ 101人~150人 121学科(16.6%)
- ・ 151人~200人 38学科(5.2%)
- ・ 201人以上 26学科(3.6%)

となっており、100人以下の小規模学科が、546学科(74.7%)を占めている。

今後、地域における高等教育機会の確保、更なる充実を図るためには、こうした小規模学科が教育の質を確保しつつ、経営面においても存立しやすい仕組みを整備することが必要である。

② 短期大学の全体の学科数(731学科)の分野別の分布を見ると、

- ・ 教育(保育士養成を含む) 223学科(30.5%)
- ・ 家政(介護士養成を含む) 183学科(25.0%)

となっており、全体の55.5%(406学科)を占めている。

今後、例えば、エンジニアや保育園、介護施設などで正規の保育士・介護士を補助する保育補助や介護補助の業務に従事する実務経験を一定の範囲内で単位認定する仕組みを整備することにより、社会人学生の掘り起こしに社会人が資格取得・キャリアアップを目指す場合、これらによる受入れ拡大とキャリアアップ等の多様なニーズに応じていくことが可能となる仕組みを強化することが必要である。

## （２）社会人学生のニーズに応じた教育の提供方策の充実

社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けコースの設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進するため、平成27年度から「職業実践能力育成プログラム」（BP）認定制度を実施している。

しかしながら、短期大学におけるBP課程認定状況を見ると、

- ・平成27年度 9短期大学 13課程
- ・平成28年度 4短期大学 9課程

全短期大学数（343校）のうち、わずか4%に留まっている。

今後、社会人学生がより学びやすい条件等を考慮しつつ、短期大学の認定制度の活用を推進していくとともに先行している好事例の普及を図ることが必要である。

関連して、より短期での体系的な学び直しが可能となるよう、現行の履修証明制度の改善についても検討を行うことが有益である。

### 3. 短期大学に係る規定の見直し

地域における高等教育機会確保の観点から、小規模な学科においても適切な運営が可能となるよう、また、地域の産業を支える社会人の職業教育機能・再教育機能を強化するため、法令上以下のような規定の見直しが必要ではないか。

#### 【法令上の規定の見直し】

##### （1）小規模学科の基準

小規模の学科を想定した基準として、

- ・専任教員について、入学定員が別表第一に定める数に満たない場合の専任教員数は、その2割の範囲内で兼任の教員をもって代えることができることとするとはどうか。
- ・また、校舎面積について、収容定員「100人まで」に加えて、「50人まで」の基準を設けることとするとはどうか。

##### （2）入学前の既修得単位の認定

短期大学は職業に必要な能力を育成することを目的としていることに鑑み、入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための必要な能力を修得している場合に、当該能力の修得を授業科目の履修とみなして単位認定できる仕組みを設けることとしてはどうか。

# 1. 大学改革を巡る直近の動き

## (2) 専門職大学・専門職短期大学の制度化



**【教育内容】**

- ・ 「実践力」と「創造力」を育む教育課程
- ・ 産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施
- ・ 実習等の強化(卒業単位の概ね3~4割以上、長期の企業内実習等)

**【教 員】**

- ・ 実務家教員を積極的に任用(必要専任教員数の4割以上)
- ※ 専任実務家教員の必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員

**【学生受入】**

- ・ 社会人、専門高校卒業生など多様な学生の受入れ
- ※ 社会人も学びやすい柔軟な履修形態
- ※ 短期の学修成果の積み上げによる学位取得等も促進

**【修業年限】**

- ・ 4年(大学相当)、2年又は3年(短期大学相当)
- ※ 4年制の課程については、前期・後期の区分制の導入も可

**【学 位】**

- ・ 4年制修了者には、「学士(専門職)」を授与
- ・ 2・3年制修了者、4年制前期修了者には、「短期大学士(専門職)」を授与

**【学部等設置】**

- ・ 大学・短期大学における「専門職学部・学科」も制度化

## 学習者・働く人々にとって

### ○スペシャリスト志向の若者にとっての魅力ある進学の実選択肢を提供

- ・ 企業内実習等の実践的な教育活動を充実。

### ○キャリアアップ・キャリア変更を目指す社会人の多様な学び直しニーズに対応

- ・ 社会人等がアクセスしやすい多様な学修機会・弾力的なカリキュラムを提供。

### ○働きながら学ぶデュアル教育の新たなモデルを構築

- ・ 在学中に就職し、又は、在職中に入学して、適切な指導体制の下、職場で実務実習等を行いながら、卒業を目指す新しいスタイルの職業教育を提供。

→ 職場での実務と教室での授業を相互にフィードバックして、学びを深化。

→ 職業と修学の両立により、修学上の経済的負担の課題にも対応。

## 産業界等にとって

○観光、農業など、成長分野で必要とされる人材の養成に積極的に対応

- ・ 現場レベルの改善・革新を先導する人材(現場のリーダー層)の養成を強化。

○産業界等のニーズに即応した実践的な教育を推進

- ・ 産業界等と連携して、教育課程を開発・編成、実施する体制の整備を義務付け。

→ 成長産業等への人材シフトを促進。我が国経済を牽引する成長産業等の発展に貢献。



## 地域等にとって

### ○専門高校との連携による大学進学の新たなルートを創出

- 地元専門高校との連携推進等の地域ニーズにも対応。  
※ 出前授業、体験プログラム、教員間交流等を通じ、専門高校の教育充実に貢献。
- 専門高校の卒業生等を積極的に受入れ。  
※ 入学者選抜では、高校在学中に取得した資格や技能検定等の成果も考慮するなど、多面的な評価を実施。

### ○地域産業の担い手養成に資する職業教育の機会を提供

- 教育課程の編成等に地域の意見を反映する仕組みを採り入れ。

- 地元で学び地元で就職するための進学受皿を拡大。
- 地域産業人材の養成・高度化のための一貫的な教育ルートを定着。

# 専門職大学・専門職短期大学の開学に向けたこれまでの経緯と今後のスケジュール（予定）

- 平成29年5月31日 学校教育法の一部を改正する法律の公布

## 【設置基準等の制定】

- 中央教育審議会における専門職大学設置基準、専門職短期大学設置基準の検討



- ・ パブリックコメント（7月20日～8月18日）
- ・ 中央教育審議会答申（8/23）

- 専門職大学設置基準、専門職短期大学設置基準の制定・公表（9月8日）

## 【設置認可・開設】

- 平成29年秋 専門職大学・専門職短期大学の設置認可申請の受付  
(11月1日～11月30日)



- ・ 大学設置・学校法人審議会による審査（10カ月間）  
→ 答申
- ・ 大学設置の認可

- 平成31年4月1日 法律施行 専門職大学・専門職短期大学の開設

# 専門職大学設置基準及び専門職短期大学設置基準(省令)の制定等について

## 基本的な考え方

- 現行の最低基準である大学設置基準及び短期大学設置基準の水準を考慮し、その趣旨を採り入れると同時に、高度かつ実践的な職業教育を行う機関として、その特性を踏まえた適切な水準の設定を図る。
  - ※ 国際通用性を求められる「大学」の枠組みの中に位置付けられる機関として相応しい教育研究水準を担保するとともに、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育に重点を置く、社会人の受入れも主要な機能とする等の特性を踏まえた設置基準とする。

## 教育課程の編成

- ◎ 産業界と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。
- ◎ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開及び「職業倫理の涵養」を規定。
- ◎ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。

## 授業科目

- ◎ 開設すべき授業科目として、4つの授業科目を設定
  - ① 基礎科目 [4年制で20単位以上／2年制で10単位以上]
  - ② 職業専門科目 [4年制で60単位以上／2年制で30単位以上]
  - ③ 展開科目 [4年制で20単位以上／2年制で10単位以上]
  - ④ 総合科目 [4年制で4単位以上／2年制・3年制で2単位以上]

## 卒業要件等

- ◎ 実習等による授業科目について一定単位数の修得を卒業・修了要件として規定。  
[4年制で40単位以上／2年制で20単位以上]
- ◎ 上記の実習等による授業科目には、企業等での「**臨地実務実習**」を一定単位数含む。  
[4年制で20単位以上／2年制で10単位以上]
  - ※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「**連携実務演習等**」による一部代替も可能とする。  
[4年制で5単位まで／2年制で2単位まで]
- ◎ 入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを規定。  
[4年制で30単位まで／2年制で15単位まで]

## 学生

- ◎ 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務として規定。
- ◎ 同時に授業を行う学生数については、原則として40人以下とすることを規定。

## 教員

- ◎ 専任教員数については、大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、**小規模の学部・学科を想定した基準を新設**。
- ◎ 必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(実務家教員)とする。
- ◎ 必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。
  - ※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。
- ◎ 必要専任実務家教員数の二分の一以内は、「**みなし専任教員**」(専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。

## 校地面積

- ◎ 大学・短大設置基準の水準(学生1人当たり10㎡)を踏まえつつ、一定の要件の下で弾力的な取扱いを可能とする。
  - ※ その場所に立地することが特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の面積確保が困難と認められる場合に、教育研究上支障がない限度において、当該面積を減ずることができることとする。

## 体育館等

- ◎ 原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けることを求める。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、大学外の運動施設の利用による代替措置を可能とする。

## 校舎面積

- ◎ 校舎面積について、大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、**小規模の学部・学科を想定した基準を新設**。
- ◎ 臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用に確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とする。

# 1. 大学改革を巡る直近の動き

## (3) 高大接続改革の実施方針等

- 国際化、情報化の急速な進展 → 社会構造も急速に、かつ大きく変革。
- 知識基盤社会のなかで、新たな価値を創造していく力を育てることが必要。
- 社会で自立的に活動していくために必要な「学力の3要素」をバランスよく育むことが必要。

## 【学力の3要素】

- ① 知識・技能の確実な習得
- ② (①を基にした) 思考力、判断力、表現力
- ③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

学力の3要素を多面的に評価する  
大学入学者選抜

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜  
の一体的改革(高大接続改革)

学力の3要素を育成する  
高校教育

高校までに培った力を  
更に向上・発展させ、  
社会に送り出すための  
大学教育

# 高大接続改革の議論・検討の流れ

**中央教育審議会へ諮問**「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について」(平成24年8月28日)

○ 文部科学大臣から中央教育審議会に対し諮問が行われ、中央教育審議会では総会直属の高大接続特別部会を設置。同年9月から審議を開始。

**教育再生実行会議**「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について(第四次提言)」(平成25年10月31日)

○ 高等学校教育の質の確保・向上、大学の人材育成機能の抜本的強化、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価しうる大学入学者選抜制度への転換について提言。

**中央教育審議会**「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」(平成26年12月22日)

○ 今回の答申は、教育改革最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革をはじめ現実のものとするための方策として、「高等学校教育」「大学教育」及び両者を接続する「大学入学者選抜」の抜本的改革を提言するもの。

**「高大接続改革実行プラン」**(平成27年1月16日)文部科学大臣決定

○ 高大接続答申を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを示したもの。平成27年1月に文部科学大臣決定として公表。

**「高大接続システム改革会議」**(平成27年3月～平成28年3月)

○ 高大接続答申・高大接続改革実行プランに基づき、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討。平成28年3月に最終報告。  
※自由民主党文部科学部会「高大接続改革に関する小委員会」(平成27年3月～28年3月)においても、議論。

**文部科学省内に検討・準備グループ等を設置**(平成28年4月～)

○ 高大接続システム改革会議「最終報告」を踏まえ、検討・準備グループ等を設置し、具体的制度設計を検討。

**高大接続改革の進捗状況を公表**(平成28年8月、平成29年5月)

○ 各々の検討・準備グループ等の検討状況を平成28年8月及び平成29年5月に公表。

**高大接続改革の実施方針等の策定**(平成29年7月13日)

○ 高等学校・大学等の関係団体等からの意見を踏まえ、検討・準備グループ等で検討を行い実施方針等について策定  
・「高校生のための学びの基礎診断」：文部科学省において一定の要件を示し、民間の試験等を認定するスキームを創設  
・「大学入学共通テスト」(平成32年度～)：記述式問題導入、英語の4技能評価のための民間等資格・検定試験の活用 等  
・選抜に関する新たなルールの設定：AO入試及び推薦入試の評価方法、出願及び合格発表時期 等

# 高大接続改革の全体像イメージ（高大接続システム改革会議最終報告より）

－ 「高等学校教育」 ， 「大学教育」 ， 「大学入学者選抜」 の一体的改革による 「学力の3要素」 の伸長－

## 高等学校教育改革

《「学力の3要素」の確実な育成》

### ✓学習指導要領の抜本的な見直し

- 育成すべき資質・能力を踏まえた**教科・科目等**の見直し  
（「歴史総合(仮称)」、「数理探究(仮称)」、情報活用能力を育成する新科目など）
- カリキュラム・マネジメントの普及・促進

### ✓学習・指導方法の改善

- **アクティブ・ラーニング**の視点からの学習・指導方法の改善
- 教員の**養成・採用・研修**の見直し

### ✓多面的な評価の推進

- **学習評価の改善**
- 多様な学習成果を測定するツールの充実  
→「**高等学校基礎学力テスト(仮称)**」の導入  
基礎学力の定着度合いを把握し、指導の工夫に生かす仕組み。  
CBT導入を検討。  
（平成31～34年度：試行実施、平成35年度～：新学習指導要領に対応）  
→「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の理解と協力を得て、  
実証的・専門的検討、新テストの実施方針(平成29年度初頭)に反映  
→農・工・商業などの検定試験や英語などの民間検定試験の利活用の促進

### ✓「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入

（平成32年度～実施、平成36年度からは新学習指導要領に対応）

- ◎ **思考力・判断力・表現力**の一層の重視
- **記述式問題**の段階的導入  
平成32～35年度：短文記述式  
平成36年度～：より文字数の多い記述式
- **マークシート式問題**の改善(平成32年度～)
- **CBT**の検討・導入(平成36年度以降の導入を目指す)  
※複数回実施については、日程上の課題やCBTの導入、等化等を  
中心として、引き続き検討

→「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の参画を得て、実証的・専門的検討、新テストの実施方針(平成29年度初頭)に反映

### ✓個別入学者選抜の改革

- ◎ 明確な「入学者受入れの方針」に基づき、  
「**学力の3要素**」を**多面的・総合的に評価する選抜へ改善**  
※入学希望者に求める能力と評価方法の関係の明確化とそれに基づく選抜
- **新たな選抜実施ルール**の構築
- 「**調査書**」の改善や「**学修計画書**」等の充実

→「最終報告」後、「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」の場で具体的な在り方を検討(平成32年度に実施される選抜から適用)

## 大学入学者選抜改革

《「学力の3要素」の多面的・総合的評価》

## 大学教育改革

《「学力の3要素」の更なる伸長》

### ✓三つの方針(卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れ)に基づく 大学教育の質的転換

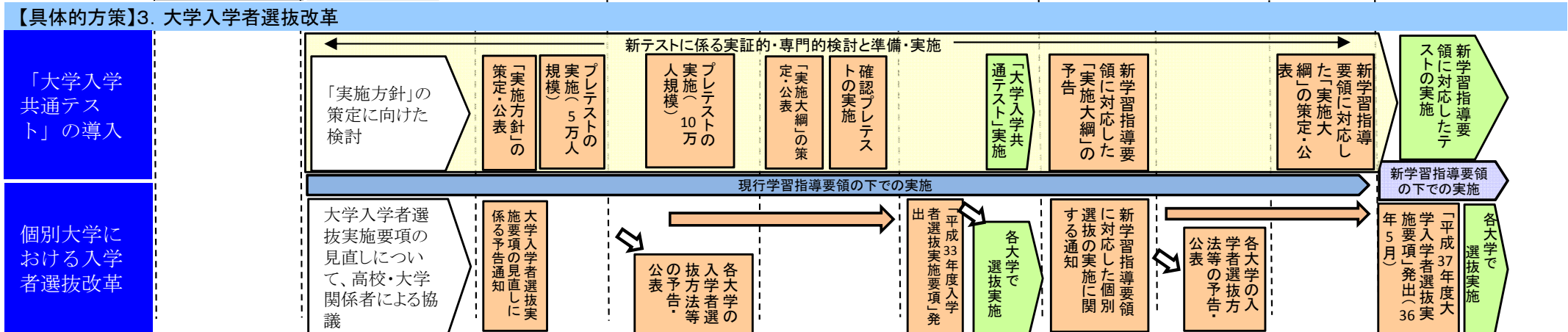
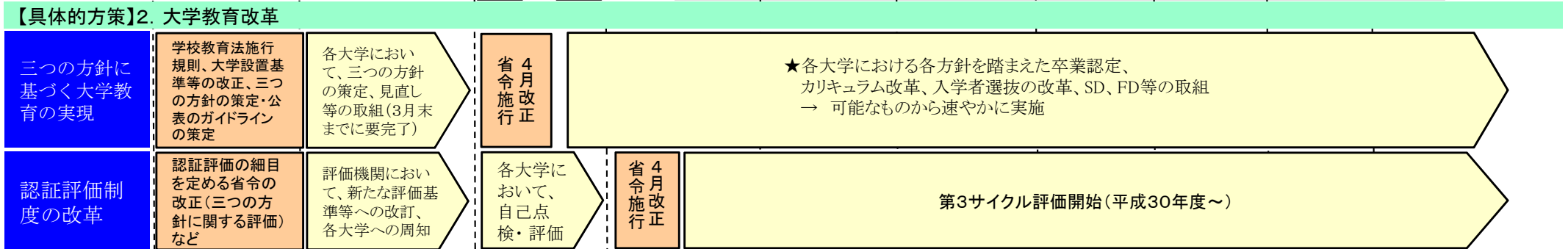
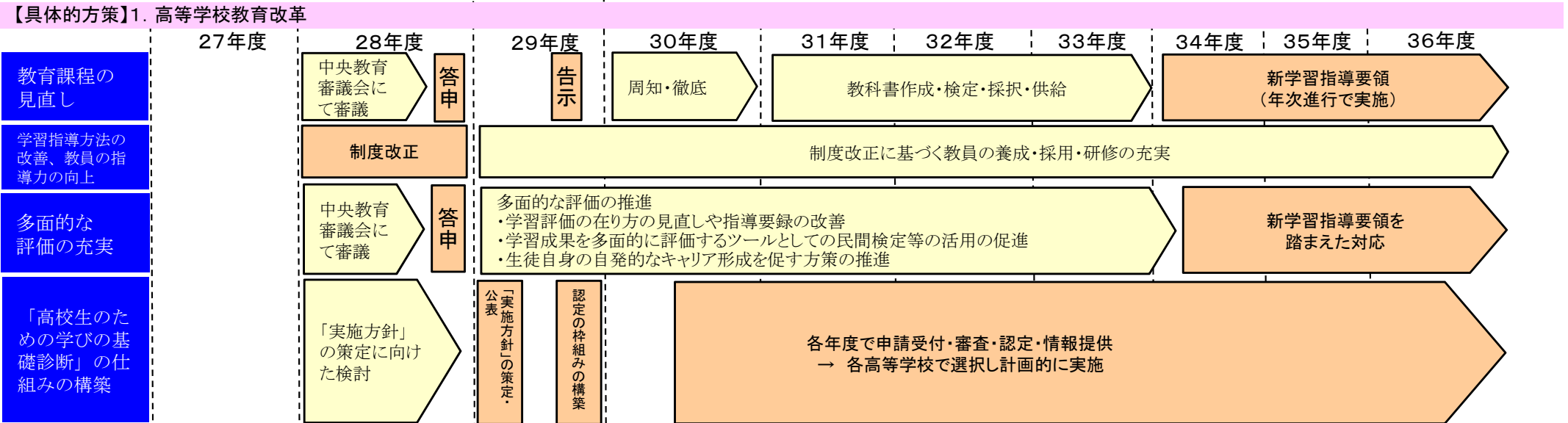
- 関係省令の改正(「三つの方針」の**一体的な策定・公表の制度化**)  
(平成28年3月改正、平成29年4月施行)
- 「三つの方針」の策定・運用に関する「**参考指針**」の作成(平成28年3月)
- 各大学において育成を目指す人材像や具体的な教育活動の明確化
- 入学から卒業までの、**大学教育を充実するためのPDCAサイクルを強化**

### ✓認証評価制度の改善

- 高大接続改革の趣旨を踏まえた評価項目・方法の改善(「**三つの方針**」に基づく**大学教育の質的転換促進**や、**内部質保証を重視した評価**)  
(平成30年度から始まる第3サイクルの評価に反映)

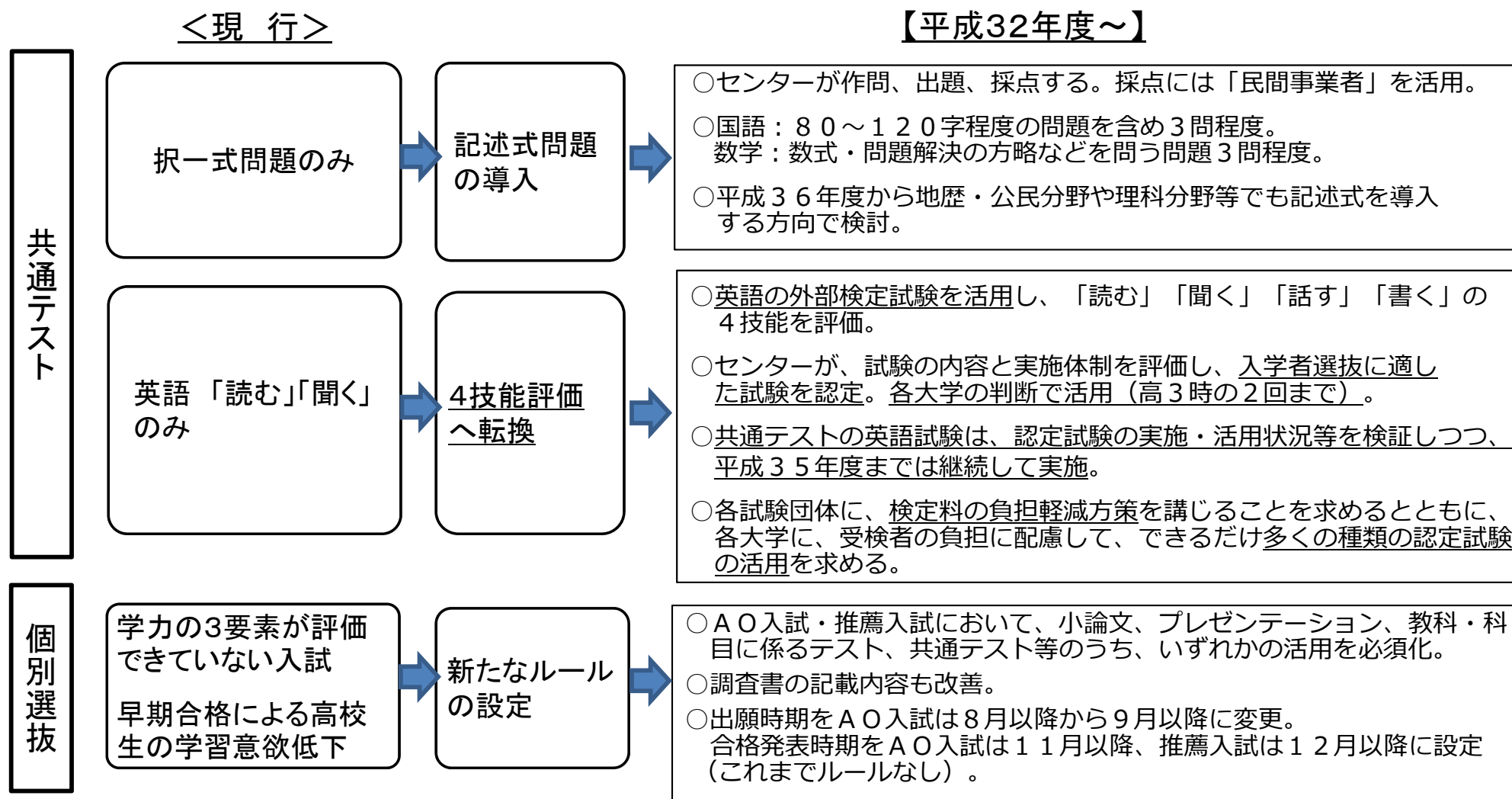
# 高大接続システム改革のスケジュール

平成29年7月13日更新





- ◆ 受検生の「学力の3要素」について、多面的・総合的に評価する入試に転換
  - ① 知識・技能 ② 思考力・判断力・表現力 ③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度
- ◆ 高大接続改革実行プラン、高大接続システム改革会議最終報告に沿って、大学入学者選抜の改革を着実に推進
- ◆ 平成32年度「大学入学共通テスト」開始 ※記述式、英語4技能  
平成36年度 新学習指導要領を前提に更に改革



# 高大接続改革の推進

平成30年度概算要求額70億円  
(平成29年度予算額 57億円)

(関連予算を含む)

グローバル化の進展や生産年齢人口の急減など、社会の変化

新しい時代に必要となる資質・能力

厳しい時代を乗り越え、新たな価値を創造していくためには、知識だけでなく「**真の学ぶ力**」(※)が必要

※「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の学力の三要素から構成される力

多様な背景を持つ子供たち一人一人が、それぞれの夢や目標の実現に向けて学び努力した**積み重ねを、しっかりと受け止めて評価し、社会で花開かせる**

学力の三要素を多面的・総合的に評価する **大学入学者選抜**

**高大接続改革**

主体的・協働的な学びなどを通じて「**真の学ぶ力**」を育成する **高等学校教育**

高等学校までで培った力を更に向上させ、社会へ送り出す **大学教育**

大学教育改革

入口から出口まで質保証を伴った大学教育の実現

## ● 大学教育再生加速プログラム(AP)「高大接続改革推進事業」:15億円(15億円)

高等学校や社会との円滑な接続のもと、3つの方針(「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施方針」「入学者受入れの方針」)に基づき、入口から出口まで質保証の伴った大学教育を実現するため、アクティブ・ラーニング、学修成果の可視化、入試改革・高大接続、長期学外学修プログラム、卒業時における質保証の取組の強化を図り、大学教育改革を一層推進する。

大学入学者選抜改革

先進的評価手法の共同開発

## ● 大学入学者選抜改革推進委託事業:3億円(3億円)

大学入学者選抜における「思考力等」や「主体性等」の評価の推進に向け、大学入学者選抜改革を進める上での課題についての調査・分析と、「思考力等」や「主体性等」をより適切に評価する新たな評価手法の研究・開発等について、受託機関と協力大学が協働して取り組む。

- ・ 人文社会分野、理数分野、情報分野の評価手法
- ・ 面接や書類審査等教科・科目によらない評価手法

高等学校教育改革

基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの構築

## ● 「大学入学共通テスト」準備事業:22億円(9億円)

「大学入学共通テスト」を円滑に実施するため、大学入試センターにおいて、評価すべき資質・能力を踏まえた記述式問題の作問・採点及び試験問題の難易度を含むテストの信頼性・妥当性やトラブル発生時の対応等を含めた実施運営等について実証的検証を行うための試行テスト(プレテスト)の実施や、「大学入学共通テスト」の企画検討及び英語4技能を適切に評価するための資格・検定試験の活用や記述式問題の採点等に対応したテストシステムの構築に係る必要経費について支援する。

## ● 高校生の基礎学力の定着に向けた学習改善のための研究開発事業:1億円(1億円)

高等学校現場のPDCAサイクルの構築のため、実践研究校において、基礎学力の定着に向けた学習指導体制の検討や教材開発等とともに、これらの取組に資するよう試行調査を通じて生徒の学習成果や課題を把握する。また、試行調査の結果も活用しつつテスト手法に関する研究開発を行うなど「高校生のための学びの基礎診断」の運用開始を見据えた取組を行う。

※ 上記のほか、基盤的経費において、個別大学の入学者選抜改革等の取組を支援(国立大学法人運営費交付金、私学助成(私立大学等改革総合支援事業))。

(取組例) アドミッション・オフィスの充実・強化、アドミッション・オフィサーの育成・配置、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する入学者選抜の推進、高等学校段階の学習成果の評価に関するデータベースの構築など。

## 1. 背景・目的

中央教育審議会答申（平成26年12月）及び高大接続システム改革会議「最終報告」（平成28年3月）を踏まえ、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）検討・準備グループ」における議論をもとに策定した「大学入学共通テスト実施方針」（平成29年7月）に基づき、平成32年度から「知識・技能」を十分有しているかの評価も行いつつ、「思考力・判断力・表現力」を中心に評価する「大学入学共通テスト」を実施することとしている。

「大学入学共通テスト」を円滑に実施するため、大学入試センターにおいて、評価すべき資質・能力を踏まえた記述式問題の作問・採点及び試験問題の難易度を含むテストの信頼性・妥当性やトラブル発生時の対応等を含めた実施運営等について実証的検証を行うための試行テスト（プレテスト）の実施や、「大学入学共通テスト」の企画検討及び英語4技能を適切に評価するための資格・検定試験の活用や記述式問題の採点等に対応したテストシステムの構築に係る必要経費について支援。

## 2. 実施内容

●事業期間は、平成29年度～平成31年度の3年間  
(主な内容)

1. テストシステム構築（志願受付登録、採点（記述式問題含む）、資格・検定試験結果収集、成績提供等）
2. 試験問題の作成（国語、数学、地歴・公民、理科、英語、特別の配慮等）、作成問題のチェック・分析及び作問の前提となる資質・能力表の作成
3. プレテスト実施・採点・成績通知
4. 運営に係るマニュアルの整備（実施要領、監督要領等）

### 【平成29年度プレテスト】

●作問・採点等の検証を主体として実施（5万人規模、プレテストに参加する各高等学校にて実施）

### 【平成30年度プレテスト（予定）】

●作問・採点等について平成29年度のプレテストの検証結果を踏まえた更なる改善に加え、出願受付から成績通知まで一連の流れを通じた実施運営の検証も含めた総合的な検証（10万人規模、大学入試センター試験を実施する各大学にて実施）

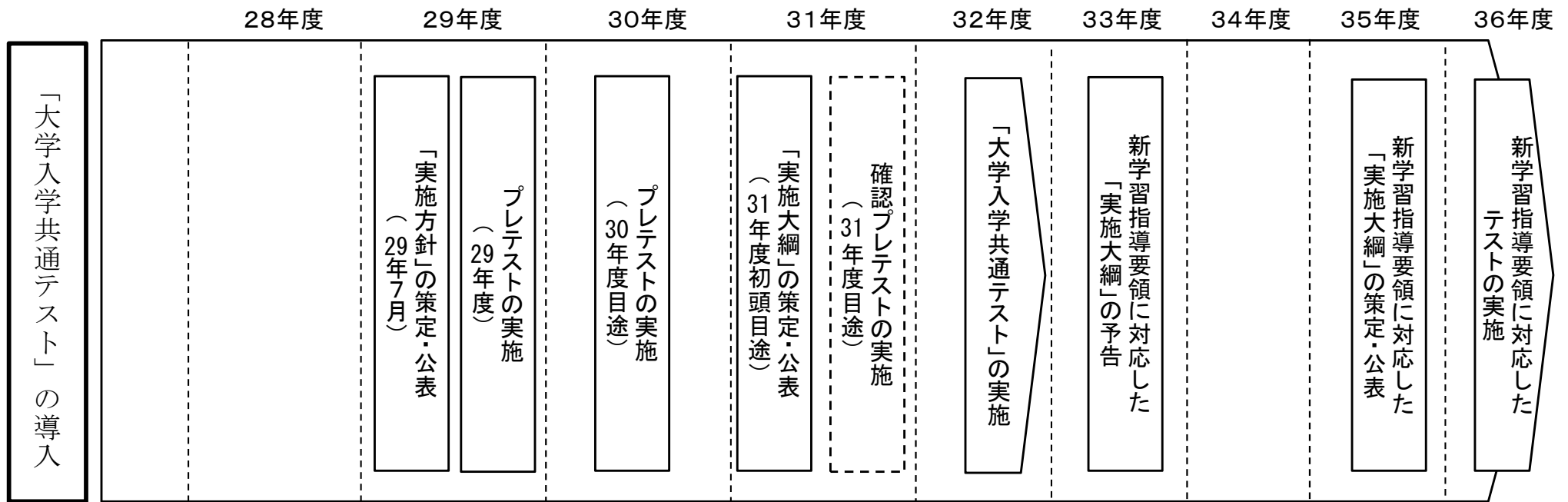
※平成29、30年度の結果を踏まえつつ、平成31年度プレテストの実施を含め検討

※その他、CBTの導入に向けた検討を実施（複数回実施のための等化の検討を含む）。より高度な記述式問題の導入の検討。

## 3. 達成目標・成果

- テストシステム構築（志願受付登録、採点（記述式問題含む）、資格・検定試験結果収集、成績提供等）
- 作問方針等の開発やモデル問題等の公表
- 運営に係るマニュアルの整備（実施要領、監督要領等）

# プレテストの実施内容と今後のスケジュール



プレテスト等	フィジビリティ検証事業	プレテスト	プレテスト	確認プレテスト
	受検者数	約1千人	5万人規模	10万人規模
	対象者	大学1年生	原則、高校2年生以上 (一部、高校3年生以上を含む)	原則、高校2年生以上 (一部、高校3年生以上を含む)
	対象教科等	国語、数学	国語、数学、 地歴・公民、 理科、英語、 特別の配慮等 ※具体の対象科目は要検討	平成29、30年度の 結果を踏まえつつ、 実施も含め、 詳細について、 今後検討予定
	実施時期	11月、2～3月	11月 (一部、2月頃)	11月

※大学入学共通テスト実施方針「別表2」より更新(平成29年9月1日時点)

# 大学教育再生加速プログラム

- Acceleration Program for University Education Rebuilding : **AP** -

## 「高大接続改革推進事業」

平成30年度概算要求額 15億円(平成29年度予算額15億円)

現在、社会において求められる人材は高度化・多様化しており、大学は待ったなしで改革に取り組み、若者の能力を最大限に伸ばし、社会の期待に応えるため、これまで以上に教育内容を充実させ、学生が徹底して学ぶことのできる環境を整備する必要。そのため、我が国の高等教育に共通の課題に対して取り組む大学を支援することにより、大学教育の質的転換の加速を促し、大学の人材養成機能の抜本的強化を推進。

高等学校や社会との円滑な接続の下、3つの方針(「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)、「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー))に基づき、入口から出口まで質保証の伴った大学教育を推進

[計77件、～平成31年度まで]

●:テーマ別幹事校

### テーマⅠ:アクティブ・ラーニング(9件)

学生の能動的な活動を取り入れた教授・学習法の実施により、認知的能力や教養等を含めた汎用的能力の育成を図る取組(課題解決型学習やグループワーク等の双方向型授業の実施 等)

- 徳島大学
- ・ 京都光華女子大学
- ・ 崇城大学
- ・ 県立広島大学
- ・ 徳山大学
- ・ 仙台高等専門学校
- ・ 立正大学
- ・ 福岡工業大学
- ・ 明石工業高等専門学校

### テーマⅢ:高大接続(5件)

高校関係者と大学関係者との間で互いの教育目標や教育内容、方法について相互理解を図ること等により、高校教育と大学教育の連携を強力に進める取組(アドバンス・ブレースメントや初年次教育の実施 等)

- ・ 千葉大学
- ・ 愛媛大学
- ・ 杏林大学
- 東京農工大学
- ・ 三重県立看護大学

### テーマⅡ:学修成果の可視化(8件)

各種指標を用いて学修成果の可視化を行い、その結果を基に教育内容・方法等の改善を行う取組(学修ポートフォリオの構築、アセスメント・テストの実施 等)

- ・ 横浜国立大学
- ・ 東京女子大学
- 富山短期大学
- 北九州市立大学
- ・ 新潟工科大学
- ・ 阿南工業高等専門学校
- ・ 八戸工業大学
- ・ 福岡歯科大学

### テーマⅣ:長期学外学修プログラム(ギャップイヤー)(12件)

入学直後等に、1か月以上の長期の「学外学修プログラム」を開発・実施する取組(学事暦の見直し、長期インターンシップ、ボランティアなどの実施 等)

- ・ 小樽商科大学
- ・ 工学院大学
- ・ 東京工科大学
- 新潟大学
- ・ 津田塾大学
- ・ 浜松学院大学
- ・ 神戸大学
- ・ 文化学園大学
- ・ 長崎短期大学
- ・ 福岡女子大学
- ・ 武蔵野大学
- ・ 宇部工業高等専門学校

### テーマⅠ・テーマⅡ 複合型(21件)

- ・ 宇都宮大学
- ・ 東京電機大学
- ・ 比治山大学、比治山大学短期大学部
- ・ 金沢大学
- ・ 東京理科大学
- ・ 宮崎国際大学
- ・ 山口大学
- ・ 創価大学
- ・ 富山短期大学
- ・ 長崎大学
- ・ 産業能率大学
- 京都光華女子大学 短期大学部
- ・ 大阪府立大学
- ・ 金沢工業大学
- ・ 福岡医療短期大学
- ・ 共愛学園前橋国際大学
- ・ 京都外国語大学
- ・ 岐阜工業高等専門学校
- ・ 芝浦工業大学
- ・ 関西大学
- ・ 玉川大学
- ・ 関西国際大学

### テーマⅤ:卒業時における質保証の取組の強化(19件)

卒業段階でどれだけの力を身に付けたのかを客観的に評価する仕組みや、その成果をより目に見える形で社会に提示するための効果的な手法等を開発する取組(カリキュラム・ルーブリックやディプロマ・サプリメントの開発 等)

- ・ 山形大学
- ・ 千歳科学技術大学
- ・ 日本赤十字九州国際看護大学
- ・ 茨城大学
- ・ 東北公益文科大学
- ・ 東海大学短期大学部
- ・ 東京外国語大学
- ・ 東日本国際大学
- ・ 山梨学院短期大学
- ・ 高知大学
- ・ 東京薬科大学
- ・ 東京薬科大学
- ・ 東京都市大学
- ・ 鹿屋体育大学
- ・ 大阪市立大学
- 日本福祉大学
- ・ 大阪工業大学
- ・ 兵庫県立大学

### テーマⅢ:入試改革(3件)

志願者の意欲・能力・適性を多面的・総合的に評価・判定する入学者選抜方法を開発・実施する取組(思考のプロセスや発想を重視した課題解決型の入試等の開発 等)

- ・ お茶の水女子大学
- ・ 岡山大学
- ・ 追手門学院大学

# 1. 大学改革を巡る直近の動き

## (4) 学生支援

# (独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実

## <平成30年度概算要求>

意欲と能力のある学生・生徒が、経済的理由により進学を断念することがないように、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、

- ①給付型奨学金制度の本格実施
  - ②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施
  - ③所得連動返還型奨学金制度を確実に実施するためのシステム開発等
- など、大学等奨学金事業の充実を図る。

### ①給付型奨学金制度の本格実施 基金：105億円（35億円増）

平成30年度からの本格実施を確実にかつ安定的に実施。

#### 【制度概要】

- ◇対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件（※に示すガイドラインを基に各学校が定める基準）を満たす学生を高校等が推薦
- ※①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者  
 ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者  
 ③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者
- ◇給付額：（国公立・自宅）月額2万円、（国公立・自宅外／私立・自宅）月額3万円（私立・自宅外）月額4万円
- ※国立大学・高等専門学校等で授業料減免を受けた場合は減額  
 ※児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金
- ◇給付人員：22,800人〔うち新規 20,000人〕（平成29年度：2,800人）

### ②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施 無利子奨学金事業費：3,772億円（271億円増） 〔ほか被災学生等分17億円〕

制度を着実に実施し、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実施。

- ◇無利子奨学金貸与人員：56万3千人（4万4千人増）  
〔ほか被災学生等分3千人〕

※無利子奨学金事業費のうち財政融資資金等活用分：393億円（6万4千人分）

### ③所得連動返還型奨学金制度を確実に実施するためのシステム開発等 システム開発・改修費：33億円（27億円増）

所得連動返還型奨学金制度を確実に実施するため、システムの開発・改修等を実施。

(参考)無利子奨学金及び有利子奨学金の平成30年度事業の概況

区分	無利子奨学金	有利子奨学金	
貸与人員	56万3千人(4万4千人増) 〔他被災学生等分3千人〕	80万3千人 (1万2千人減)	
事業費	3,772億円(271億円増) 〔他被災学生等分17億円〕	7,177億円 (61億円減)	
うち 一般会計 復興特会等	政府貸付金 一般会計：970億円 復興特会：1億円 財政融資資金 89億円	財政融資資金 7,076億円	
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3、4、5、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円	
貸与基準	学力 ・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時)等 <住民税非課税世帯の学生等 > ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に 優秀な能力を有する ③学修意欲がある	
	30年度 採用者 家計	家計基準は家族構成等による(子供1人～3人世帯の場合) 一定年収(700～1,290万円) 以下	一定年収(870～1,670万円) 以下
返還期間	卒業後20年以内 <所得連動返還を選択した場合 > ・卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)	
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子)	
		(平成29年3月貸与終了者)	
		利率見直し 0.01%	利率固定 0.33%

## 給付型奨学金制度の創設

- ✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
- ✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生, 児童養護施設退所者等)を対象に29年度から先行実施。本格実施は30年度から。

※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入

※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を安定的に運用

平成29年度  
先行実施

対象  
拡大

平成30年度  
本格実施

対象	私立自宅外生	児童養護施設退所者等	大学、短期大学、高専(4・5年) 専門学校(3年次)の学生・生徒 (高校3年次に予約採用)
給付基準	【学力・資質】 十分に満足できる高い学習成績を収めている  【家計】 住民税非課税世帯	【学力・資質】 大学等における学修に意欲があり、進学後に特に優れた学習成績を収める見込み  【家計】 —	【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦(成績基準の目安等はガイドライン※を作成)  ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている ③社会的養護を必要とする生徒等で、進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある  【家計】 ・住民税非課税世帯
給付月額	4万円	①国公立3万円 ②私立4万円	①国公立(自宅) 2万円 ②国公立(自宅外) 3万円 ③私立(自宅) 3万円 ④私立(自宅外) 4万円
※児童養護施設退所者等には入学金相当額(24万円)を別途給付 ※国立で授業料減免を受けた場合は減額			

## 無利子奨学金の大幅な充実

- ✓ 非課税世帯学生について、成績基準を実質的に撤廃  
給付対象者以外の進学者も、無利子奨学金の貸与対象に(約2万人)
- ✓ 貸与基準を満たしているにもかかわらず、貸与を受けられなかった者(残存適格者)を解消  
予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人(H28年度)
- ✓ 卒業後の所得に応じた返還月額を設定できる  
所得連動返還型制度を導入 最低返還額は2千円から

## 予算額・対象規模

### <平成29年度所要額(給付型奨学金)>

区分	給付人員	所要額
給付型(先行実施時)	約2800人	15億円 (29年度は基金として70億円を措置) ※ 本格実施後の予算規模(予定) 約220億円

### <対象規模(一学年あたり)>

給付型奨学金	無利子奨学金
進学者 2万人【新規】※ (本格実施時)	進学者 15.1万人 (平成28年度10.7万人)

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

### 【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】

各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分



# 社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業

平成30年度概算要求額 135,000千円  
(平成29年度予算額 45,000千円)

## 背景

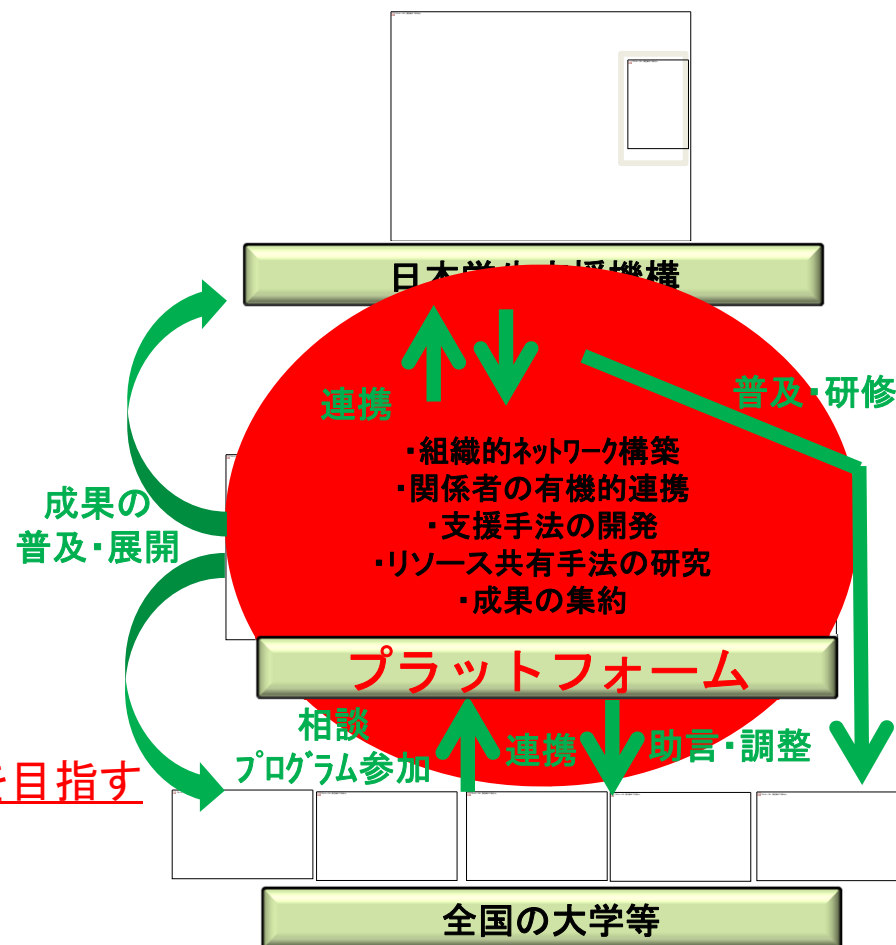
- **障害のある学生数の急増**  
平成18年から平成28年の間で5倍以上(約5,000人→27,000人)に増加。
- **「障害者差別解消法」の施行(平成28年4月)**  
全ての大学等において障害者への不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供が義務ないし努力義務とされた。
- **「ニッポン一億総活躍プラン」・教育再生実行会議「第九次提言」等**  
閣議決定された政府提言等において障害のある学生支援の充実が求められている。
- **障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度)**  
オールジャパンの取組みを促進するため、本施策が提案された。

## 概要

- 将来にわたり障害のある学生への支援を支えていく組織的アプローチの土台としての大学等の連携プラットフォームを形成する取組を支援。
- **<プラットフォームでの取組内容>**
  - ① 大学等、福祉や労働行政機関、障害当事者団体、企業等との組織的なネットワークを構築する。
  - ② 障害のある学生への支援における課題の解決に向けて、職員や研究者その他の関係者の有機的連携を先導する。
  - ③ 障害のある学生への支援の手法の開発・調査や、人材・設備・教材などの支援リソースの共有手法の研究など、これまでの支援方法を発展させる取組を行う。
  - ④ 得られた知見等の成果を集約し、全国の大学等に普及・展開を行う。

## オールジャパンの取組を促進し、共通課題の克服を目指す

- ・同等条件で学べる教育環境の充実
- ・初中段階から大学等への移行(進学)を促進
- ・大学等から就労への移行(就職)を促進
- ・理解促進、情報公開、研修の充実



## 2. SDの充実及び教職協働の推進

# 大学の事務職員・事務組織の位置付けの変遷

「大学に於ける一般教育（昭26.9大学基準協会）」より

もちろん事務局組織も必要である…それは、大学における教育のための直接的な管理組織が根幹であるのに対して、派生的な組織であるということが出来るであろう。要するに内部管理組織は、根幹組織としての直接的な教育管理組織と、派生的組織としての事務局組織とから成る。ここでは前者に主眼がおかれるであろう。

「当面する大学教育の課題に対応するための方策について（昭44.4.30 中教審）」

…大学の管理運営を能率化するためには、大学の事務機構の近代化、合理化と事務系その他の職員の資質の向上とが重要である。今後は、大学行政に識見を有する行政職員および専門職員の計画的な養成をはかるとともに、その地位と待遇の改善についても検討すべきである。

「大学のガバナンス改革の推進について（平25.12.24 組織運営部会審議まとめ）」

…事務職員については…事務職員が教員と対等な立場での「教職協働」によって大学運営に参画することが重要であり、企画力・コミュニケーション力・語学力の向上、人事評価に応じた処遇、キャリアパスの構築等についてより組織的・計画的に実行していくことが求められる。

# 大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(答申)

○平成10年10月26日 大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について —競争的環境の中で個性が輝く大学—」(答申)(抄)

## 第2章 大学の個性化を目指す改革方策

### 3 責任ある意思決定と実行—組織運営体制の整備—

#### 5)大学の事務組織等

大学の事務組織については、教学組織との機能分担の明確化と連携協力の関係の確立が求められる。このため、学長、学部長等の行う大学運営業務についての事務組織による支援体制を整備すること、国際交流や大学入試等の専門業務については一定の専門化された機能を事務組織にゆだねることが適当である。また、大学運営の複雑化、専門化に対応するために、全学的な観点からの適正な職員配置、学部や大学の枠を越えた人事交流、民間企業での研修の機会の充実など、職員の研修や処遇等について改善する必要がある。

#### (ア)大学の事務組織

a.大学の事務組織については、大学における主体的・機動的な改革の推進や教育研究機能の一層の充実に貢献できるよう、教学組織との連携協力の関係の確立を図るとともに、業務の専門性や効率性を向上させる必要がある。

b.事務職員は、教育研究の支援をして、その充実・高度化を図る上で不可欠の存在である。科学技術基本計画においても、事務系職員の資質向上を図る必要があるとの指摘がある。

また、学長、学部長等の行う大学運営業務についての事務組織による支援体制が十分でないとの指摘もある。

このため、学長、学部長の職務を助けるとの観点から、前述の運営会議(仮称)に事務局長等を参加させること、企画や補佐機能を担う職員の適切な配置を行うことなどが適当である。また、国立大学の事務局幹部職員については、在任期間の長期化等により当該大学の職員として十分に手腕を発揮できる体制を作ることが求められる。公立大学の事務局幹部職員については、大学の事務に精通した人材を確保することへの配慮が求められる。また、国際交流や大学入試等の専門業務について教育と事務の中間的な領域が広がっていること、大学の情報発信や地域との連携機能の充実が求められていることなどから、一定の専門化された機能を事務組織にゆだねることが適当である。

c.大学の事務組織と教学組織との機能分担と連携協力を進めていくためには、事務処理の業務の高度化のための条件整備が必要である。職員一般の問題としては、全学的な観点からの適正な職員配置を行うとともに、採用後比較的早期の段階から学部や大学の枠を越えた人事交流を行い各種の業務経験を積ませることや、民間企業等での研修の機会を充実することが必要である。また、業務の効率性を高め必要な業務を充実していくため、人事、会計・財務の柔軟性の向上や公私立大学に係る設置認可等の手続きの簡素化を図るとともに、事務処理の電算化や業務の外部委託を進めることも必要である。

また、専門的な業務との関係では、大学の各種業務の情報化、国際化への対応、入試などの専門業務の高度化への対応という観点から、専門的素養のある人材の養成を含め、専門分野ごとの研修を充実するとともに、適切な処遇が求められる。また、外部の優れた人材の登用も考慮すべきである。

d.国立大学の事務組織については、近年、学生数が増加し、教育研究の進展により教員数が増加し、事務の内容も複雑多岐なものとなっているにもかかわらず、事務職員等の定員が減少している状況がある。大学における教育研究条件が低下することのないよう、人事、会計・財務の柔軟性の向上等事務の合理化を進め、専門化を図ることが特に重要である。

# 中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」（答申）

○平成20年12月24日 中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」（答申）（抄）

## 第3章 学士課程教育の充実を支える学内の教職員の職能開発

### 2 大学職員の職能開発

#### (1) 現状と課題

##### ①職能開発の重要性

(ア) 大学職員は、大学の管理運営に携わる、また、教員の教育研究活動を支援するなど、重要な役割を担っている。職員の学内での位置付け、職員と教員の関係については、国公私立それぞれに状況が違うが、大学経営をめぐる課題が高度化・複雑化する中、職員の職能開発（スタッフ・ディベロップメント、SD）はますます重要となってきた。大学職員に関しては、教員一人当たりの職員数が低下していく傾向にある中（図表3-7～3-8）、個々の大学職員の質を高める必要性が一層大きくなっている。職員の間でも、大学院での学習を含め、自己啓発の重要性への意識が高まり、学会や職能団体の発足など、職能開発の推進に向けた機運が醸成されつつある（図表3-9）。

(イ) 高度化・複雑化する課題に対応していく職員として一般的に求められる資質・能力には、例えば、コミュニケーション能力、戦略的な企画能力やマネジメント能力、複数の業務領域での知見（総務、財務、人事、企画、教務、研究、社会連携、生涯学習など）、大学問題に関する基礎的な知識・理解などが挙げられる。加えて、新たな職員業務として需要が生じてきているものとしては、インストラクショナル・デザイナーといった教育方法の改革の実践を支える人材が挙げられる。また、研究コーディネーター、学生生活支援ソーシャルワーカー、大学の諸活動に関する調査データを収集・分析し、経営を支援する職員といった多様な職種が考えられる。国際交流を重視する大学であれば、留学生受入れ等に関する専門性のある職員も必要となろう。

これらの業務には、学術的な経歴や素養が求められるものもあり、教員と職員という従来の区分にとられない組織体制の在り方を検討していくことも重要である。

(ウ) さらに、財務や教務などの伝統的な業務領域においても、期待される内容・水準は大きく変化しつつある。それぞれの大学において、新旧様々な業務について、職員に求められる能力とは何かを分析し、明確にしていくことが求められる。

##### ②職員の職能開発の実質化と充実

(ア) 専門性を備えた大学職員や、管理運営に携わる上級職員を養成するには、各大学が学内外におけるSDの場や機会の充実に努めることが必要である。職員に求められる業務の高度化・複雑化に伴い、大学院等で専門的教育を受けた職員が相当程度いることが、職員と教員とが協働して実りある大学改革を実行する上で必要条件になってくる（図表3-10）。

(イ) なお、教職員の協働関係の確立という観点からは、FDやSDの場や機会を峻別する必要は無く、目的に応じて柔軟な取組をしていくことが望まれる。

#### (2) 改革の方向

(ア) 以上により、SDの推進に向けた環境整備が、重要な政策課題の一つとして位置付けられるべき時機にある。教員と職員との協働関係を一層強化するため、SDを推進して専門性の向上を図り、教育・経営など様々な面で、その積極的な参画を図っていくべきである。

(イ) ただし、我が国の大学をめぐっては、教育研究活動を支援する人材の量的な不足という問題があることにも留意する必要がある（図表3-11）。職員の質・量それぞれの課題について適切な対応をしなければ、大学改革を推進していく上での隘路となるおそれがある。

# 中央教育審議会大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）

○平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）

## Ⅲ 大学のガバナンス改革の推進について

### 2. 学長のリーダーシップの確立

#### (1) 学長補佐体制の強化

(高度専門職の安定的な採用・育成)

○また、学長がリーダーシップを発揮していくためには、大学執行部が、各学部・学科の教育研究の状況を的確に把握した上で、必要な支援を行ったり、あるいは、大学執行部自らが、全学的な具体的方針を打ち出したりしていくことが前提となる。そのためには、例えば、前者の例として、リサーチ・アドミニストレーター(URA)やインスティテューショナル・リサーチャー(IRer)、産学官連携コーディネーター等を、後者の例として、アドミッション・オフィサーやカリキュラム・コーディネーター等の人材を、大学本部が配置することが考えられる。また、その他にも、弁護士・弁理士等の資格保有者、広報人材、翻訳者等、高度な専門性を有する人材(「高度専門職」)を、各大学がその実情に応じて活用し、全学的な支援体制を構築していくことが重要である。

○これらの職員は、新たな職種となるため、これまでは競争的資金を原資とした任期付き採用となる例が多かった。しかしながら、こうした専門性を持った人材は、社会的要請を踏まえた大学改革の推進力として、執行部を直接支えることが期待され、安定的に採用・育成していくことが重要である。

(事務職員の高度化による教職協働の実現)

○事務職員については、従前は、大学間の人事交流が活発であった国立大学も含めて、同一大学内での勤務が続き、様々な職務環境において新たな知識やノウハウを学ぶ機会が少なくなる傾向にあると指摘されている。また、2年程度の短期間で様々な部署を異動することが多いため、専門性の高いスタッフを養成していくことが困難との意見もある。

○今後、各大学による一層の改革が求められる中、事務職員が教員と対等な立場での「教職協働」によって大学運営に参画することが重要であり、企画力・コミュニケーション力・語学力の向上、人事評価に応じた処遇、キャリアパスの構築等についてより組織的・計画的に実行していくことが求められる。例えば、国内外の他大学、大学団体、行政機関、独立行政法人、企業等での勤務経験を通じて幅広い視野を育成することや、社会人学生として大学院等で専門性を向上させることを積極的に推進すべきである。

○また、前述のURAやアドミッション・オフィサー、カリキュラム・コーディネーターをはじめとする、高度の専門性を有する職種や、事務職員等の経営参画能力を向上させるため、大学が組織的な研修・研究(スタッフ・ディベロップメント(SD))を実施することも重要である。

## Ⅳ 国による大学ガバナンス改革の支援について

### 1. 制度改正を通じた支援

○学長がリーダーシップを発揮していくためには、補佐体制の充実が必要であることから、IRや入学者選抜、教務、学生支援、人事や財務、広報等各分野に精通した「高度専門職」の設置や恒常的な大学事務職員のスキル向上のためのSDの義務化等、今後、必要な制度の整備について、法令改正を含めて検討すべきである。

# 政策決定に対する事務局の影響度合い

・各大学における政策決定に対する事務局の影響度合いについて、「就職支援」「学生募集」「学生支援」「施設計画」「財政計画」「事業計画」などの項目で、「かなりある」との回答が多くなっている。

## 政策決定に対する事務局の影響度合い

	かなりある	少しある	ほとんどない	無回答
中長期計画(将来構想)	58.0%	34.6%	5.6%	1.7%
事業計画	66.7%	30.3%	2.2%	0.9%
財政計画	71.0%	21.2%	6.1%	1.7%
施設計画	71.4%	25.1%	2.2%	1.3%
教育計画	19.9%	58.4%	20.8%	0.9%
学生支援	71.9%	24.7%	2.6%	0.9%
就職支援	84.4%	11.7%	3.5%	0.4%
情報化計画	59.7%	37.2%	2.2%	0.9%
研究計画の推進	10.0%	42.9%	45.9%	1.3%
学生募集	84.0%	14.3%	1.3%	0.4%
社会貢献	39.0%	47.2%	13.4%	0.4%
地域連携活動	49.8%	38.5%	11.3%	0.4%

# 大学職員の将来像に関する意識調査

- ・職員を学内委員会の正式委員にするなど、発言の機会を増やすことが「望ましい」と回答した割合は41.3%
- ・企画・立案に関わる職員を、計画的に養成することが「望ましい」と回答した割合は47.1%

	望ましい	ある程度望ましい	あまり望ましくない	望ましくない
a. 専門性を高める職員とルーティン的な仕事をする職員とに分ける	18.7	46.4	28.2	5.7
b. 一定の時点で、特定分野でのキャリアを進むことを可能にする	27.7	60.4	9.8	1.2
c. 職員を学内委員会の正式委員にするなど、発言の機会を増やす	41.3	51.0	6.1	0.5
d. 企画・立案に関わる職員を、計画的に養成する	47.1	47.0	4.4	0.6
e. 大学職員として専門職化し、大学間の移動を行えるようにする	23.1	46.7	24.5	4.6
f. 専門分野(財務, 教務など)別の職員団体を発展させ、教育訓練も行う	22.5	51.1	21.0	4.0

※無回答の大学を除く。

東京大学経営・政策研究センター「全国大学事務職員調査」(2010)



# 大学の事務職員・事務組織に関する近年の制度改正

## 1. 大学設置基準等の改正（平成28年3月）

- ※ 第42条の3 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第25条の3に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。【新設】

## 2. 学校教育法の改正（平成29年3月）

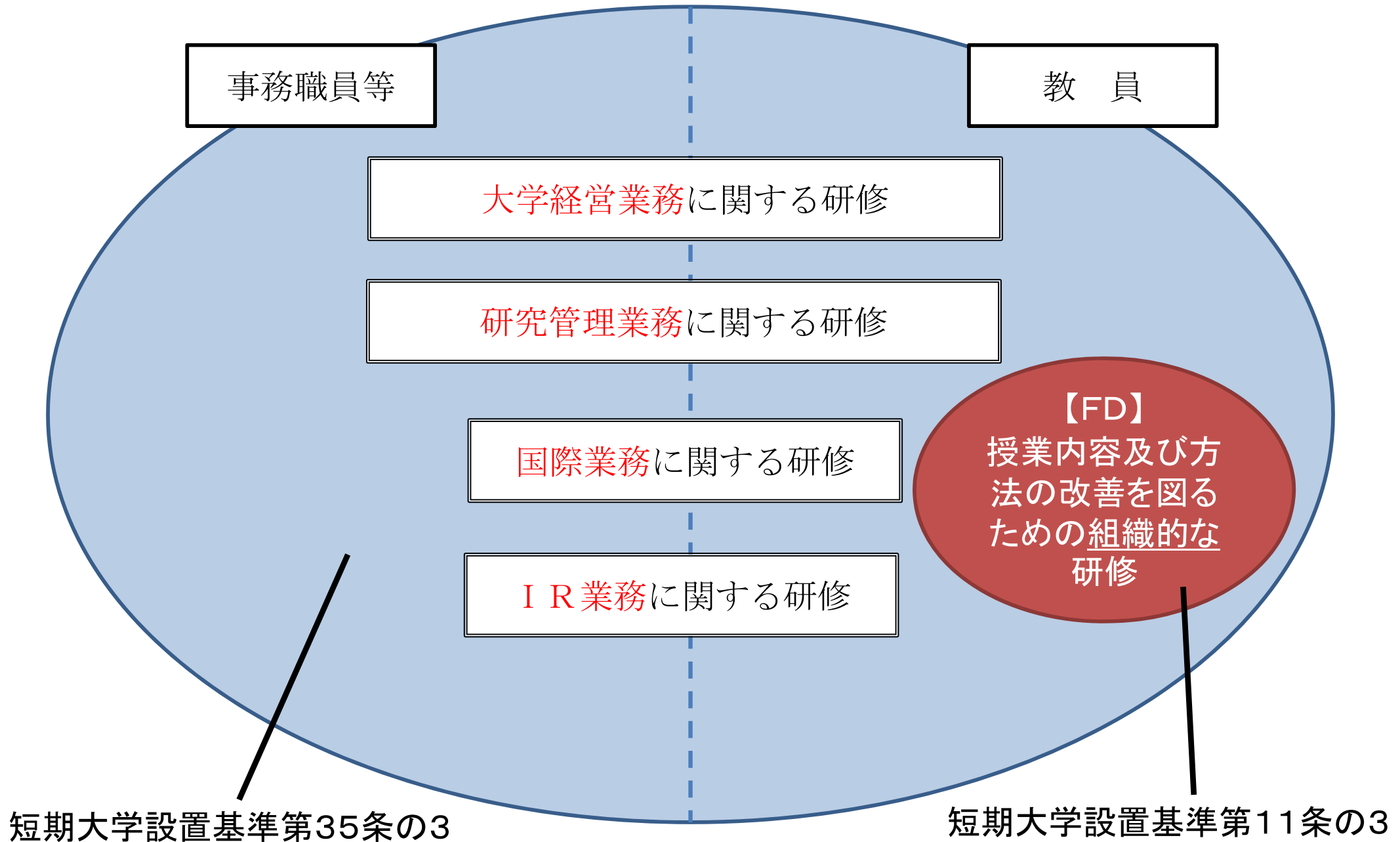
- ※ 第37条⑭ 事務職員は、事務をつかさどる（旧：に従事する）。【改正】  
（第114条、第123条において大学・高等専門学校にも準用）

## 3. 大学設置基準等の改正（平成29年3月）

- ※ 第2条の3 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務組織等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。【新設】
- ※ 第41条 大学は、その事務を遂行する（旧：処理する）ため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。【改正】

いづれの改正事項も**平成29年4月1日**から施行。

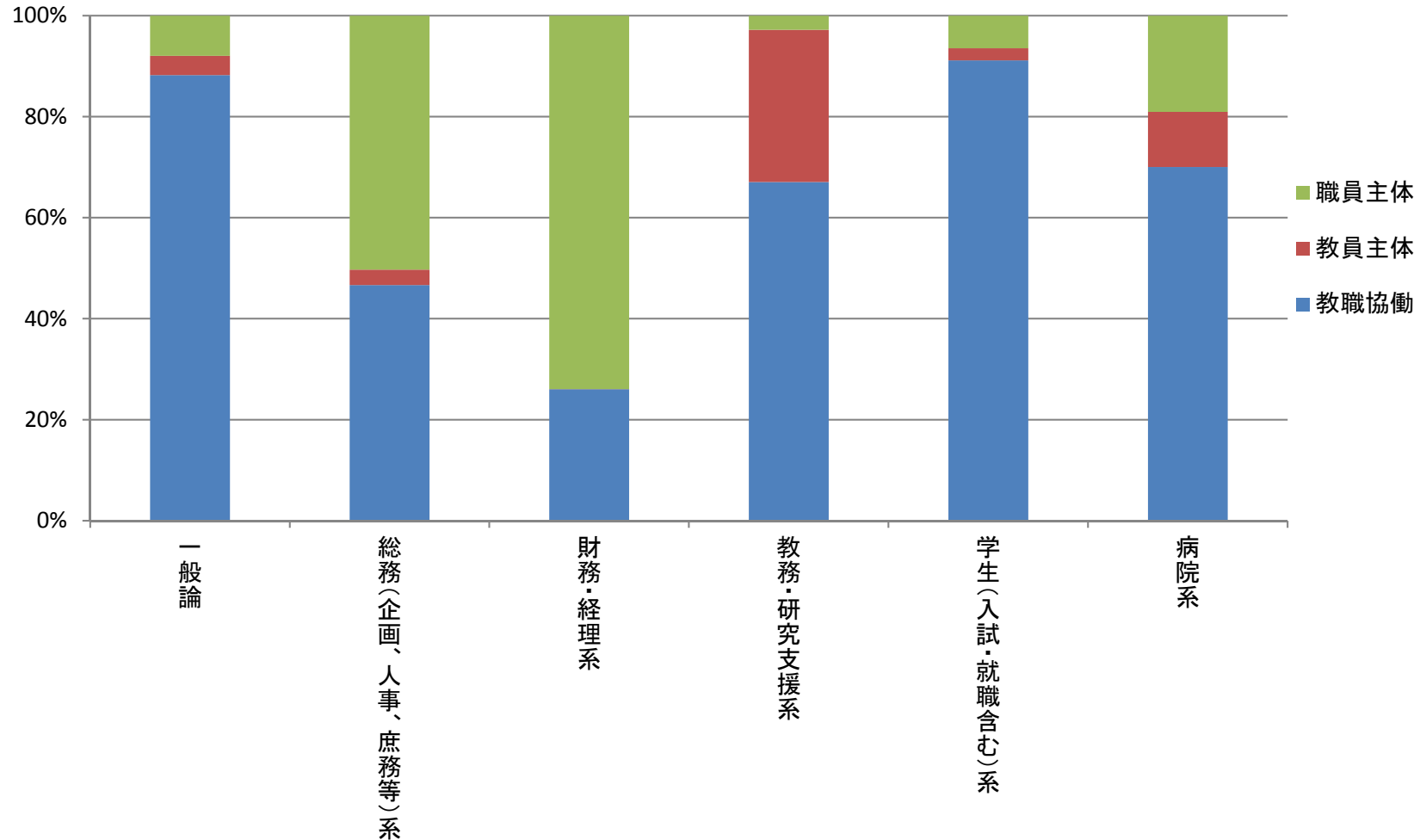
# 大学における教職員の資質・能力の向上に係る研修の例（イメージ）



# 教職協働についての認識

- ・一般論としては、8割以上の大学教職員が教職協働の必要性を認識している。
- ・業務別では、学生系や病院系で教職協働の必要性が広く認識されている一方、総務系や財務系の業務については職員主体で行われるべきと考えている教職員が多い。

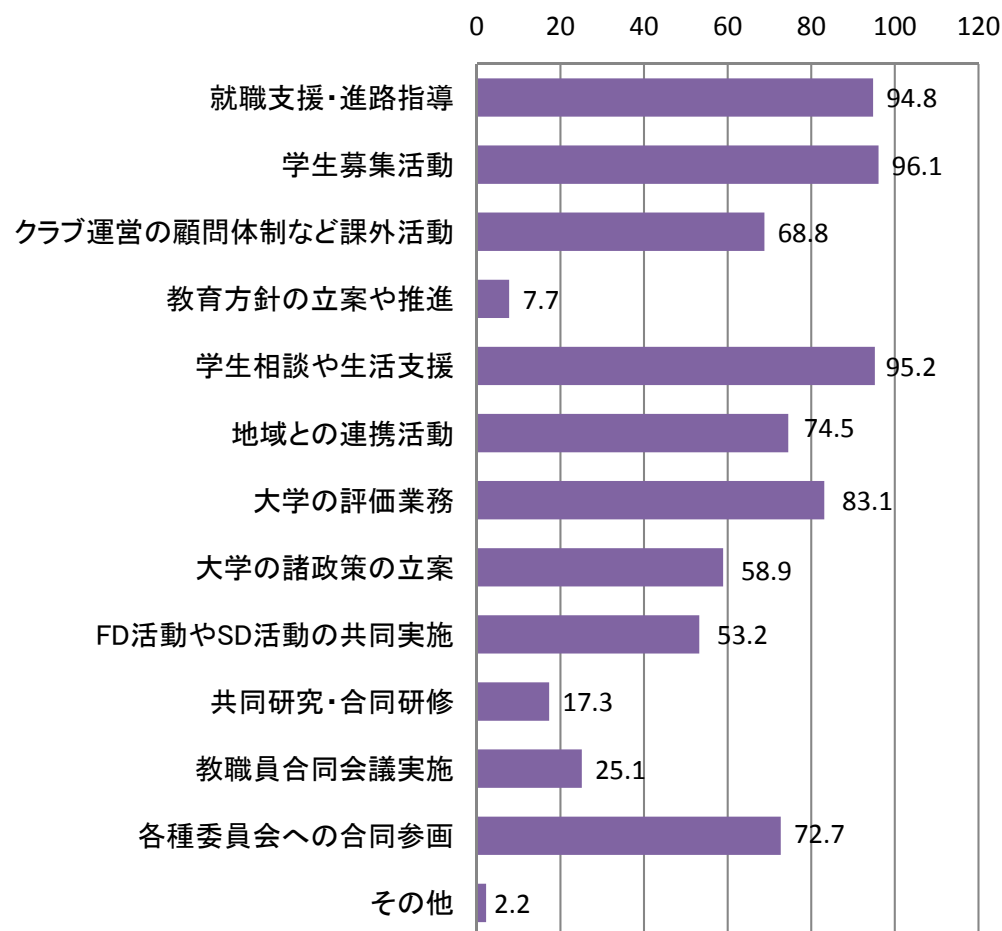
■業務別に見た教職協働に対する考え方



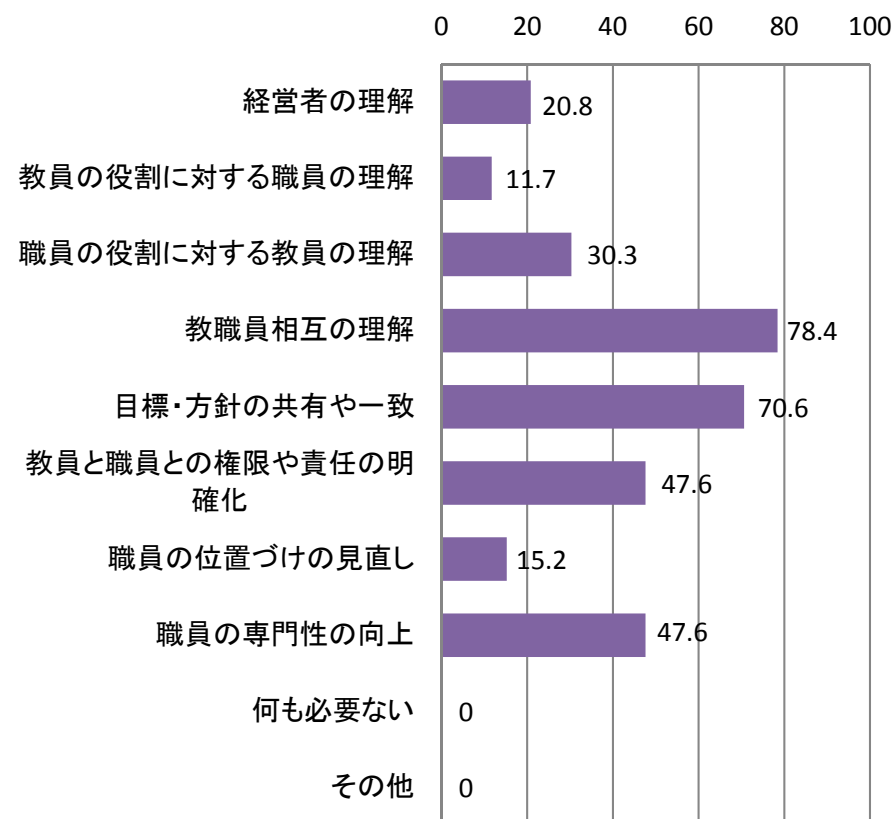
# 教職協働の現状

- ・教職協働の取組が行われている分野については、「学生募集活動」、「学生相談や生活支援」、「就職支援・進路指導」等で割合が高くなっている。
- ・教職協働を進めるために一番必要なことについては、「教職員相互の理解」「目標・方針の共有や一致」が7割以上と高い割合を示している。

## ■教職協働の取組が行われている分野



## ■教職協働を進めるための必要事項



日本私立大学協会附置私学高等教育研究所  
「事務局職員の力量形成に関する調査」(2009)

## まとめにかえて（ガバナンス改革への期待）

- ✓ 大学が行う業務が複雑化・多様化する中、大学運営の一層の改善に向けては、**事務職員・事務組織等がこれまで以上に積極的な役割**を担い、大学総体としての機能を強化し、総合力を発揮することが必要。
- ✓ 大学教員を取り巻く職務環境の変化も踏まえ、教員・事務職員等の垣根を越えた取組が一層必要となっており、各大学において「**教職協働**」の取組を進めていくことが重要。
- ✓ 今回設置基準に位置付けられた**SD**は、FDも含む広範な概念。その内容を、従来の階層別必修研修（人事考課の一環）から、いかに**個々の職員の専門性・資質能力の伸長のための研修**に充実させていくかポイントになる。
- ✓ 大学運営の**意思決定に事務職員の積極的な参画**を！

### メッセージ

学長のリーダーシップを最大限に活かすことができる大学の教職員の組織体制を整備するとともに、学内外の資源を有効に活用し、さらに機動的な大学運営を目指しましょー！

(参 考)

政府諸会議等の動向

# 地方創生に資する大学改革に向けた中間報告 概要

平成29年5月22日 地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議

## 1. 目的

「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」(平成28年12月22日閣議決定)に基づき、地方大学の振興、東京における大学の新增設の抑制及び地方移転の促進、地方における雇用創出及び若者の就業支援等についての緊急かつ抜本的な対策に向けた検討の方向をとりまとめ。



- ・地方を担う多様な人材を育成
- ・産官学連携による地域の中核的な産業の振興を促進
- ・東京圏への人口の過度の集中を是正

## 2. 基本的な問題認識

### (1) 大学を巡る現状と課題

- ・地方大学は、「総花主義」、「平均点主義」から脱却し、特色を出すことが必要。
- ・産業構造の変化への対応、地域のニーズに応じた人材育成・研究成果の創出が十分でない等の指摘。

### (2) 地域産業、若者雇用を巡る現状と課題

- ・地方において高等教育機関が充実していないこと、若者や保護者の東京での就職に捉われる意識、地方に充実した職場が多くないことが、相互に悪循環。

### (3) 東京一極集中の現状と課題

- ・東京都の大学進学者収容力は約200%と突出。東京23区の大学生は増加傾向。
- ・地方大学振興、東京の大学の新增設の抑制をセットにした抜本的な対策、地方での魅力のある雇用創出等の対策が必要。

## 3. 大学改革の方向性

### (1) 東京の国際都市化への対応

- ① **高度な専門人材教育と研究拠点**  
世界的な金融拠点、先進的医療関連企業の集積等
- ② **世界のブレイン・サーキュレーションの中核**  
優れた外国人研究者や留学生の集積する教育・研究拠点の確立

### (2) 地方の特色ある創生に向けた地方大学等の対応

- ① 「**特色**」を求めた大学改革・再編
- ② 地方創生に貢献するガバナンス強化
- ③ 地方での役割・位置づけの強化
- ④ 生涯学習・リカレント教育への貢献
- ⑤ 地域のシンクタンクとしての機能
- ⑥ 企業研修のニーズへの対応

### (3) 大学の機能分化の推進

- ・グローバル化や地方創生などに対応する観点から、大学の機能分化を推進。
- G型**(グローバル型): 世界水準の学術研究、グローバルトップエリート人材の輩出
- L型**(ローカル型): 特色ある地域の中核産業を支える専門人材の育成・確保等

## 4. 取組の方向性

### (1) 地方大学の振興

- 首長のリーダーシップにより、産官学連携を強力に推進。その際、個人間のレベルではなく、「組織」対「組織」の包括的な連携体制による持続可能な推進体制(コンソーシアム)を構築。併せて地方行政、地域産業における地方大学の役割・位置づけを強化。
- 地方大学が、産官との間でコンソーシアムを構築し、地域の中核的な産業の振興とその専門人材育成など、地方創生の視点に立った振興計画を策定。有識者の評価を経て認定し、国と地方が新たな財政支援制度の創設の検討を含め全面的に支援。首長のリーダーシップ、プロジェクト内容等を勘案し、地域が一丸となって本気で改革に取り組む優れたプロジェクトに限定。
- 地方大学の域内連携のみならず、東京圏の大学や研究開発法人との積極的連携を進める。
- 「実践的な職業教育を行う高等教育機関(「専門職大学」等)の制度化が実現化した場合、当該制度を活用した取組を推進することも重要である。
- 短期大学、高等専門学校、専門学校といった4年制大学以外の高等教育機関も活用していくことが重要である。

### (2) 東京における大学の新增設の抑制

- 今後18歳人口が減少する中において、市場原理に委ねて、東京23区の定数増が進み続けると、更に地方大学の経営悪化や東京圏周縁地域からの大学撤退等を招きかねないことから、東京における大学の新增設の抑制が必要。具体的には、学生の集中が進み続ける東京23区において、大学の定員増を認めないこととする。その際、総定員の範囲内であれば、既存の学部・学科の改廃等により、社会のニーズに応じた新たな学部・学科の設置、社会人や留学生の受入れは認める。(スクラップ・アンド・ビルドを徹底。)
- 上記の抑制に当たっては、以下の点に留意する必要。
  - ・東京の国際都市化や日本の高等教育の展望への配慮
  - ・学生が適切に学修できるための移行措置期間への配慮
  - ・新学部の設置等に当たって、必要性や教育の質が担保されるような仕組みを設けること
  - ・定員削減を行う場合や、学生・社会のニーズを踏まえた学部・学科の見直しに関して、交付金等の配分の検討を行うこと



### (3) 東京における大学の地方移転

- 地方のサテライトキャンパスを推進するため、サテライトキャンパスを望む地方側と大学側の意向をマッチングする仕組み等を検討。その際、既存の社会インフラ(廃校舎等)の有効活用は重要。  
また、地方大学と東京圏の大学がタイアップし、単位互換制度や様々な形の連携の強化等により学生が地方圏と東京圏を相互に対流・還流する仕組みを構築。
- サテライトキャンパスの地方移転に関しては、移転前に地域のニーズについて十分にマーケティングリサーチを行い、新たなニーズのある地域に移転する等、既存の地方大学との単なる学生の取り合いにならないようにするとともに、地域貢献に対する意識を十分に持った学生の確保により、これまで以上に各地域の取組の活性化につながるよう配慮することも必要。

### (4) 地方における雇用創出及び若者の就職の促進

- ① 国・地方公共団体に求められる取組
  - i 奨学金返還支援制度の全国展開
  - ii 地方創生インターンシップの推進
  - iii 地方拠点強化税制の見直し
- ② 経済界に求められる取組
  - i 企業の本社機能の一部を地方に移転
  - ii 地方採用枠(東京一括採用システムの変更)の導入促進
  - iii 地域限定社員制度の導入促進
  - iv 大学等での学び直しを行いやすい処遇や職場環境の整備
- ③ 具体的な取組
  - 奨学金返還支援制度や地方拠点強化税制等について、各制度の効果検証を行った上で、必要な見直しを検討。
  - 本社機能の地方移転、地用採用枠、地域限定社員等の実施状況や課題を分析し、必要な対策を講じる。
  - 東京圏の大学との連携、地元企業と地方大学のコンソーシアムの構築など、学生が地元に残る取組を推進。
  - 関係者によるインターンシップ協議会の創設・活性化等により、地域のニーズに応じたインターンシップを促進。

## 5. おわりに

- 今後、具体的方策等について、さらに議論を深める。
- 文部科学省における中央教育審議会に対して当会議の中間報告を示し、連携を図ることも重要。  
資源が有限な中で早く成功モデルを作るためには、国が現状をよく評価した上で、行政と大学のリーダーを選び、支援することが重要。資金面でも、当初は国が中心となるとしても、必ず自治体と民間の資金を集める努力を条件とする。
- 地方創生に資する大学改革の第一歩は、問題の所在についてアクションがとれるところまで分析し、原因や課題についての「見える化」を徹底することから始まり、それを地域全体で共有し、行動につなげていくことが重要。

# 地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議の審議状況

## 開催済

### 第8回（8月7日（月））

- ・若者雇用の創出について
- ・大学のガバナンス改革の取組について

### 第9回（8月23日（水））

- ・地方創生に資する大学の取組について
- ・東京における大学の新增設の抑制について

### 第10回（9月19日（火））

- ・地方大学等と連携したベンチャー創出について
- ・地方大学の振興について
- ・地方における若者の雇用機会の創出について

### 第11回（10月5日）

- ・東京における大学の新增設の抑制について
- ・道府県における大学・産業等の分析（見える化）

### 第12回（10月30日）

- ・地方大学の振興について
- ・東京における大学の新增設の抑制について
- ・若者雇用の創出について

## 今後のスケジュール

### 第13回（11月下旬）

- ・最終報告案（素案）議論

### 第14回（12月上旬）

- ・最終報告案 議論・とりまとめ

※検討状況により、今後、変更が生じ得る。

<ホームページURL>

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/index.html#an18>

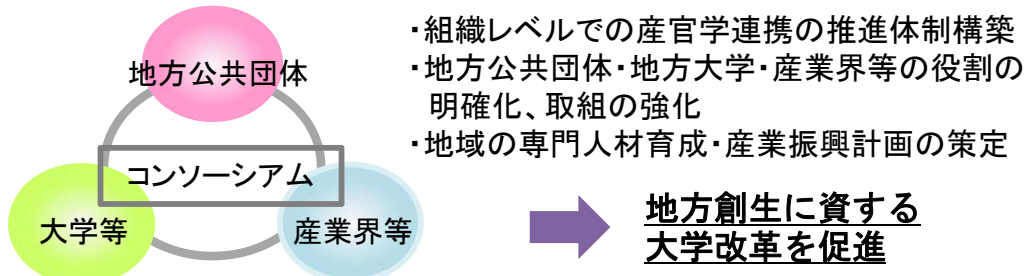
# 地方大学・地域産業創生交付金（仮称）の創設等

- 地方大学・地域産業創生交付金（仮称）
  - 地方大学・地域産業創生支援型（交付金連動）  
（地（知）の拠点大学による地方創生推進事業の内）
- 【新規】内閣府 100億円  
【拡充】文部科学省 20億円

30年度概算要求額 内閣府及び文部科学省合計 **120億円**【うち優先課題推進枠70億円】

## 事業概要・目的

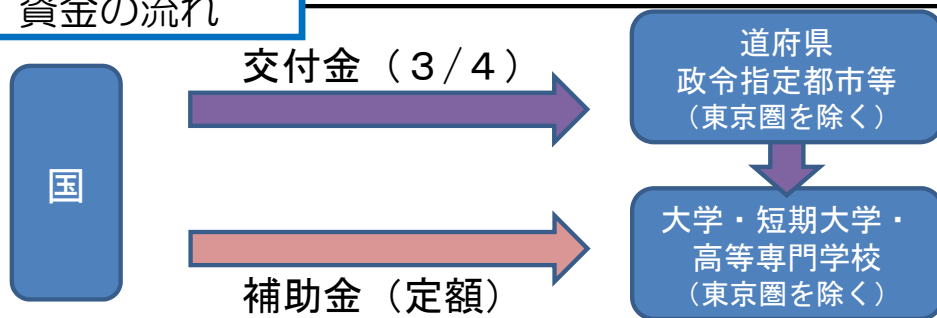
- 地方創生の実現に向け、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが求められています。
- このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携の推進体制（コンソーシアム）を構築し、地域の中核的な産業の振興やその専門人材育成などを行う地方創生の優れた取組を、新たな交付金により支援します。
- また、上記交付金を活用した取組に関して、特に大学が中核となって進める部分について、大学の経費を補助金により支援します。
- 地方大学振興方策と東京の大学の定員抑制等をセットで講ずることにより、東京一極集中の是正を目指します。



## 事業イメージ・具体例

- 国が策定する専門人材育成、産業振興等に係る基本方針を踏まえ、首長主宰の産官学連携推進体制（地方公共団体、地方大学、産業界等で構成）において、地域の専門人材育成・産業振興計画を策定。
  - 同計画に位置付けられた地方公共団体や地方大学等の事業のうち、国の有識者による委員会から優れた事業として認定を受けたものについて、新たな交付金により支援。  
（本交付金は、内閣府と文部科学省が共同して執行）
  - また、上記交付金を活用した取組に関して、特に大学が中核となって進める部分について、大学の経費を補助金により支援。
  - 地方公共団体・大学が設定したKPIを、国の有識者委員会において毎年度検証し、PDCAサイクルを実践。
- 【具体例】
- ・ 産官学コンソーシアムを組成し、バイオ医薬品等にかかる専門人材育成・研究開発
  - ・ 理工系の国公立大学が同一キャンパスに集積し、介護ロボット等にかかる専門人材育成・共同研究

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 地域の組織レベルでの産官学連携の推進体制の構築により、地域の専門人材の育成、産業振興等の取組を推進します。
- 地方創生に資する大学改革の促進により、学生の地方大学への進学が推進され、東京一極集中の是正に寄与します。

# 東京23区の大学の定員抑制に係る暫定的な対応(平成30～31年度分)について

	本年9月末時点に対応する内容	有識者会議の最終報告等を踏まえ対応する内容
抑制方法	既存の告示とは別の特例告示を制定	
抑制の対象となる申請	A. 平成30年度の収容定員の増 (申請：本年10月)	—
	B. 平成31年度の大学の設置 (申請：本年10月)	—
	—	C. 平成31年度の学部等の設置、 収容定員の増 (申請：来年3月、6月)
抑制内容 ・ 例外事項	<p>東京23区の大学の収容定員増に関する申請を認可しない(定員の抑制)。</p> <p>【抑制の例外事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①施設整備等の必要な投資を行う場合であって、一定の時期までに機関決定等を行っている場合</li> <li>②東京23区所在の専門学校が当該学校の定員を活用して専門職大学を設置する場合</li> <li>③医学部地域枠による臨時定員の増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」の最終報告、総合戦略改訂を踏まえ、可能な限り、立法措置に基づく規制と同内容(社会人、留学生の例外の追加等)になるようにする。</li> </ul>

# 人生100年時代構想会議の審議状況

- 平成29年9月11日（月）に第1回会議を開催。今後の論点を整理の上、有識者からヒアリングを実施。
- 今後、年内に中間報告、来年前半に基本構想のとりまとめを行う予定。

<ホームページURL>

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsei100nen/index.html>

## 「人生100年時代構想会議」メンバー

				(有識者)	
議長	安倍 晋三	内閣総理大臣			
議長代理	茂木 敏充	人づくり革命担当大臣		若宮 正子	特定非営利活動法人ブロードバンドスクール協会理事
副議長	林 芳正	文部科学大臣		榊原 定征	日本経済団体連合会会長
	加藤 勝信	厚生労働大臣		鎌田 薫	早稲田大学総長
構成員	麻生 太郎	副総理 兼 財務大臣		松尾 清一	名古屋大学総長
	菅 義偉	内閣官房長官		樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授
	世耕 弘成	経済産業大臣		高橋 進	株式会社日本総合研究所理事長
	野田 聖子	女性活躍担当大臣		リング・グラットン	ロンドン・ビジネススクール教授
	松山 政司	一億総活躍担当大臣		神津里季生	日本労働組合総連合会会長
				宮島 香澄	日本テレビ報道局解説委員
				宮本 恒靖	ガンバ大阪U-23監督、元サッカー日本代表主将
				品川 泰一	株式会社ユーキャン代表取締役社長
				米良 はるか	READYFOR株式会社代表取締役CEO
				三上洋一郎	株式会社GNEX代表取締役CEO、慶應義塾大学2年生



## 安倍内閣総理大臣締めくり発言（抄）

（人生100年時代構想会議（第1回）平成29年9月11日）

今後の議論のために、論点を整理したいと思います。

第一に、全ての人に開かれた大学教育の機会確保についてであります。志があっても経済的に恵まれない若者が勉学に専念できる環境整備が必要であり、教育負担の軽減のため、給付型奨学金や授業料の減免措置などの拡充・強化を検討すべきとの意見を頂きました。この方向で議論したいと思います。

第二に、大学改革について複数の議員の皆様から重要性に言及がありました。何歳になっても学び直しができる環境を整備するためには、社会人の多様なニーズに対応できる受皿が必要であり、I T人材の育成も急がなければなりません。学問追求と実践的教育のバランスに留意しつつ、実践的な職業教育の拡充を図る必要があります。同時に、リカレント教育を受けた方に就職の道が開かれるよう、産業界には人材採用の多元化を検討していただきたいと思えます。

第三に、全世代型社会保障への改革であります。若い世代への公的支援の充実という御意見を頂きました。待機児童対策、幼稚園・保育所といった幼児教育無償化の加速、また、介護離職ゼロに向けた介護人材の確保対策をしっかりと進めていく必要があると考えます。

第四に、これらの施策の実行に伴う財源の問題についても御指摘がありました。財源がなければ政策は実現できません。財源についても、この構想会議の場でしっかりと御議論いただきたい。そして結論を出していきたい、こう考えております。

その他、重要な御意見をたくさん頂きました。本日頂いた意見に答えることができるように、年内中間報告、来年前半の基本構想に向けて、茂木大臣を始め関係閣僚はこの構想会議の有識者の皆さんのお力を得ながら、スピード感を持って、検討を進めていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。」

ご清聴ありがとうございました。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN